

信用保証の実務解説

〔様式編〕

保証申込・担保・期中管理・代位弁済

令和 7 年 4 月

- ☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
- ☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

兵庫県信用保証協会

目 次

I. 保証申込

事前相談

事前相談書	1
個人情報提供に関する同意書（事前相談用）	2

申込書類一式

信用保証委託申込書	3
信用保証委託契約書	6
信用保証依頼書	8
個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用）	10
個人情報の提供に関する同意書【申込時・金融機関用】	12
「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	13

添付書類

許可を必要としない建設業者に係る確認書	15
事業計画書（雛形）	16
事業計画書（セーフティネット保証で借換する場合）	17
資金繰り表（雛形）	18
風俗営業飲食業に係る業態等確認書	19
性風俗営業にかかる宣誓書	20
許認可証等の取得にかかる宣誓書	21
許可等の名義人に係る宣誓書	22
許認可等の事後提出に係る念書	23
念書（通称名）	24
外国法人の念書	25
設備完了報告等の誓約書	26
誓約書（北朝鮮輸入禁止等）	27
「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	28
新規保証にかかる確認書	30

その他

保証書・変更保証書変更申込書	32
保証人付票（追加・変更用）	34
信用保証書有効期限延長依頼書	35
保証（条件変更）後取消理由書	36
旧債振替依頼書	37
信用保証委託契約書（連帯債務用）	38
連帯債務に係る確認書	40

保証書

信用保証書一式	41
---------	----

II. 担保

条件担保・担保移転等

求償の特約に関する念書	45
求償の特約に関する念書（預金・株式担保用）	47
委任状（確定）	49
根抵当権変更同意依頼書（条件外担保専用）	50
質権移転承認請求書	51
質権一部移転承認請求書	52
担保提供者死亡による相続登記の念書（条件担保、相続人用）	53

協会設定担保

借地権に関する確認書	55
担保設定引受書	56
担保抹消引受書	57
担保変更引受書	58
預り証	59
担保差入に関する念書	60
（根）抵当権抹消・変更等願書（保証中）	61
担保品受領書	63
地目変更・開発許可・農地転用に係る承諾書発行申請書	64
金融機関用意思確認記録（根抵当権設定用）	65
金融機関用意思確認記録（抵当権設定用）	66
担保提供意思確認書（新規設定・根抵当権用）	67
担保提供意思確認書（新規設定・抵当権用）	69
担保提供意思確認書（既存設定・追加担保用）	71
担保提供意思確認書（既存設定・極度増額用）	73
担保提供意思確認書（既存設定・追加担保・極度増額用）	75
担保提供意思確認書（既存設定・債務者変更用）	77

Ⅲ. 期中管理

条件変更

保証条件変更申込書	79
保証条件変更依頼書	82
保証人付票（追加・変更用）	84
経営改善計画書（雛形）	85
資金繰り表（雛形）	86
借入金一覧表（雛形）	87
信用保証委託契約変更契約書（相続用）	88
信用保証委託契約変更契約書（法人成り用）	90
信用保証委託契約変更契約書（保証人加入用）	92
信用保証委託契約変更契約書（保証人脱退用）	94
信用保証委託契約変更契約書（事業承継（個人事業者）用）	96
「保証協会団信」加入意思確認書（条件変更・変更届用）	98
債務引受並びに事業継承者（新債務者）決定の誓約書（債務者変更・相続人用）	100
相続並びに事業継承者（新債務者）決定の誓約書（債務者変更・事業継承者用）	101
変更保証書一式	102

事故報告

事故報告書	106
事故解除通知書	110

その他報告・届出

被保証人名称・住所等変更届出書	111
連帯保証人名称・住所等変更届出書	112
償還報告書	113
根保証期間確定報告書	114
貸付利率変更経過報告書	115
元利均等月賦返済に係る貸付利率変更届	116
債権移管通知書	117
支店統廃合にかかる債権移管通知書	118
預金口座振替依頼書	119

信用保証料分割支払承認依頼書【通常用（当座貸越・カードローン以外）】	120
信用保証料分割支払承認依頼書【当座貸越・カードローン用】	121
会社分割に係るチェック表	122
会社分割に係る報告書	123
業況報告書	124

IV. 代位弁済

代弁請求

代位弁済請求書	125
代位弁済請求手続きのご案内	127
代位弁済提出書類明細表（1）	128
代位弁済支払のお知らせ	129
代位弁済計算書	130
代位弁済提出書類明細表（2）	131
代位弁済金領収証	132
貸越残高証明書	133
債権証書等受領書	134
代位弁済証書（全部移転用）	135
代位弁済証書（一部移転用）	137
条件担保に係る弁済配分に関する合意書	139
協会劣後弁済に係る念書	140
代位弁済請求取下書	141
代位弁済請求権の一部放棄について	142

[] 御中

事前相談書

金融機関	営業店	担当者	電話番号	金融機関コード					
			-					-	

- ◆本相談は、あくまで申込の方向性を確認するものであり、回答（FAXも含む）が正式な決定でないことは承知しています。
また、申込人にその旨を説明いたします。
- ◆保証申込後の審査により取消・減額となっても異議ありません。
- ◆本相談にかかる個人情報の利用目的、双方の個人情報の授受について申込人等の同意を得ています。
- ◆本書は部外秘扱いとし、申込人にも提示いたしません。

顧客番号	※					保証協会を初めて利用される方は、全ての項目を記載して下さい。 既に保証利用のある方は「※」印のみを記載して下さい。なお、既に保証利用がある方でも 前回申込時と変更がある方は変更となっている項目を記載して下さい。				
顧客名	フリガナ 顧客名 ※					設立年月日 (開業年月日)		年 月 日		
	フリガナ 代表者名 ※					生年月日		年 月 日		
	所在地 (法人は登記上の本店、個人事業主は所在地の場合は自宅)					資本金		千円		
	営業所 (法人は支店等、個人事業主は営業所)					業種				
従業員 (常用) 役員・家族除く	名	許認可等 (有りの場合：名称人)	有 ・ 無 (申込人 ・ その他)	プロパー融資	※	有 ・ 無 (残 千円)				
申込希望金額	※ 千円	返済期間	※ 月	担保 (有りの場合：設定区分)	※	有 ・ 無 (協会設定 ・ 金融機関設定)				
希望制度	※	資金使途	※ 運転 ・ 設備 ・ 運転設備	回収条件 (保証番号)	※					
特記事項 (補足説明が必要な場合)										

- 本相談により取得した個人情報は、保証申込にかかる事前相談業務以外の目的には利用しません。
- 「リードa」の事前相談の場合、決算書2期分（提出済分は不要）を添付してください。

個人情報の提供に関する同意書

令和
西暦

年 月 日

(金融機関名)

御中

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

氏 名

印

貴協会の保証を利用するにあたり、貴 が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を保証利用状況の確認又は保証利用可能性の確認のため、貴協会に対して提供することについて同意いたします。

- ① 氏名・住所・連絡先等属性に関する情報
- ② 取扱商品、サービス内容、取引先等経営内容に関する情報
- ③ 決算・税務申告に関する情報
- ④ 預金残高情報（過去のものを含む）・資産に関する情報
- ⑤ 融資残高・返済状況等与信取引状況に関する情報（過去のものを含む）

また、貴協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報が、保証利用状況の確認又は保証利用可能性の確認のため、貴 に対して提供されることならびに以下の①及び②に掲げる個人情報が、貴協会と貴協会以外の信用保証協会との間で授受されることについて同意いたします。

- ① 氏名・住所・連絡先等属性に関する情報
- ② 保証利用残高・返済状況等保証利用状況に関する情報（過去のものを含む）
- ③ 保証利用可能額
- ④ 保証料率

将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に扱ってください。

協会 使用 欄	受付印	制 度	特例	経由

信用保証委託申込書

経由機関名	
受付日	受付番号

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○をしてください)

兵庫県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

申 込 人	フリガナ	本 社 または 住 所		〒		TEL () -	
	法 人 名			フリガナ			
	フリガナ			〒		TEL () -	
	氏 名 または 代表者名	営業所 または 工場等		フリガナ			
	1 男 2 女						
	フリガナ						
	商 号 (個人の方のみ記入)						
	組 織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人					
	資 本 金	円	従業員	常用(役員・家族除く)	名	生 年 月 日	西暦 明 大 昭 平 令
	後 継 者	1 無 2 有		常用(役員・家族)	名	ま た は	
	業 種	(主たる業種) (従たる業種)		臨時(パート含む)	名	設 立 年 月 日	年 月 日
	取 扱 品 目			(%で表示)	% %		
	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置		(個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無		1 無 2 有	
	許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)					

申 込 内 容	金融機関	(本・支店)		期 間 または 期 日	年 月 日	返 方	済 法	1 一括 2 分割
	借入金額 (極度額)	円	資 金 使 途	1 運転資金	千円	保 証 料 分 納 望	1 無 2 有	
	調達方法	本 件 他 借 入 自己資金 そ の 他 合 計	千円 千円 千円 千円 千円	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません				
	必 理 要 由							

業 況 等	最 近 12 か 月 の 売 上	千円	千円	千円	申 込 時 預 借 入 金 残 高	(預 金)	千円
	千円	千円	千円	千円	(借入金)	千円	
	千円	千円	千円	千円	※ 非事業性の借入金は除きます。		
	千円	千円	千円	納 税 状 況	1 滞納なし 2 滞納あり		

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有	(信用保証協会) (信用保証協会)
--------------------	---------	--------------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 2 有
--------	---

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諸否・金額査定はまったく関係ありません。

保証人等明細

令和
西暦

年 月 日

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ Tel () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ Tel () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ Tel () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

申 込 人 (企 業) 概 要

令和 年 月 日
西暦

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください）。

申 込 人 （ 企 業 ） の 概 要	創業年月（開業）	西暦 1 明治前 2 明 3 大 4 昭 5 平 6 令					年			月
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等									

経 営 者 略 歴	生年月日	西暦 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令					年			月			日

特 許	特許保有	1 無 2 有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号			
	(内容)			

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1 無 2 有										
所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価					
				自己所有	借 地							
	本 社			m ²	m ²	m ²	百万円					
	営 業 所											
	工 場 ・ 店 舗											
	自 宅											
	そ の 他											
						時価合計	百万円					
						債務(借入)合計	百万円					

信用保証委託契約書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

※必ず日付をご記入願います

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください。

※実印を押印してください。

委託者	本社または住所
	法人名フリガナ
	氏名フリガナ

連帯保証人	住所
	氏名フリガナ

連帯保証人	住所
	氏名フリガナ

連帯保証人	住所
	氏名フリガナ

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

【借入要項】

金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付 (イ 個別 □ 極度) 3 手形割引 (イ 個別 □ 極度) 4 当座貸越 (イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引 (イ 個別 □ 極度 (手形・電子記録債権両方の割引を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金 円 (借入形式が2・3・5の口、および4の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契約条項裏面)

金融機関・協会使用欄

保証番号	
------	--

(信用保証の委託)

第1条 表記の借入事項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすに於て、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。

第2条 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとします。

第3条 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全額を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されておりとします。

第4条 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を遂行することを表明し、これを保証します。

第5条 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1) 委託者の財産および収支の状況

(2) 貴協会に対する本契約がら生ずる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約がら生ずる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

(3) 委託者が、本契約がら生ずる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

2. 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その延滞額に対して貴協会所定の利率、方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
3. 前項により支払われる信用保証料は、違滞の場合を除き、返戻を求めません。
4. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額と返滞割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間とは、期限の利益を失うにかかわらず金融機関からの最終引落期日の翌日を始期とする非暦間とする。）に、年3.5%の年率で延滞料金を計算し、延滞期間満了後、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合、1ヵ月分は、年36日の日割で計算します。
5. 貴協会が第1項に定める信用保証料の納付を認めなかったとしても、貴協会の保証にかかると借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即座に支払います。

(反社会的勢力の排除)

第2条 委託者または保証人は、現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロムまたは特殊和能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認いたします。

(1) 暴力団員等が経営に支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確認いたします。

(1) 暴力団の要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 強迫を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

第4条 貴協会に差し入れたい担保につき、その担保の全部または一部が滅失したときもしくは是格の下落等により担保価額に変動が生じたとき、または保証人の能力に差しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。

2. 貴協会に差し入れたい担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法・明証・担保等により貴協会において処分ができるものとします。

3. 金庫等から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会はその6条の地位并済前に委託者および保証人に對し求償権を行使することができるとする。

- (1) 仮押替、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の中立を受けたとき
- (2) 仮置記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の中立があったとき、または清算に入ったとき
- (3) 公期公課につき差押または保全手続を受けたとき
- (4) 有形動産所有権、債権登記録帳の取引停止処分を受けたとき
- (5) 担保物件が滅失したとき
- (6) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき
- (7) 仕向変更の届出を怠ると委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったときを、貴協会が知ったとき
- (8) 暴力団員もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづき表明、権利に害して偽造の申告をしたことが判明したとき
- (9) 第3条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な偽造の内容があった場合等、本契約に違反したとき
- (10) 貴協会の請求に基づき求償権を行使する相当の事由が生じたとき
- (11) 前条が前記により求償権を行使する場合には、第3条第1条に基づき抗弁権を主張し、させず、借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合に同条に基づきとする。

(代位弁済)

[illegible]

(求償権の範囲)

第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による増当金ならびに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(并済の充当順序等)

第8条
委託者は、保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りるものと認め、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することとする。

2. 委託者がまたは保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証契約から生じる場合に、委託者または保証人の負担し得る債務の全額を消滅させるに足りないものとして、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約からも生ずる債務（ただし、弁済したもの）を負担しないものを除きます。

3. 本契約の履行上生じない債務について取り扱うことまたは、委託者の同意に基づき、本契約の履行上生じない債務について取り扱うことまたは、委託者の一人について消滅時効が完成するに至る場合、または時効の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生ずるものとします。

4. 委託者の保証人が、委託者と連帯して履行の責を負うものと含みます。本契約から生じる義務は、保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものと含みます。

5. 委託者が、保証人に引受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴会館の指示に従います。

2. 委託者（財務諸表等の出題、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む）または保証人の財務状況や業務内容等が前条の財務諸表、関係会社の写しについて、貴会館から請求され

またときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を
送付することについては、承諾します。

前項に報告が、財産、経営、業務等について貴協会から請求があったときは、直
ちに報告し、また貴協会から、帳簿閲覧等請求に必要の更甚を提供します。ま
た、前項の訂正に必要の資料が不足しているときは生じるおそれのあるときは、直
ちに貴協会に報告し、必要の指示に従います。

貴協会には保証人の財産の調査を受けて、貴協会が必要とするときは、貴協会
を委託する者は保証人の代理人として、市区町村の住居基本台帳（省路のない
住居）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等とを交付申請および受領す
ること、あるいは固定資産基本台帳、土・宅、家屋総合等関係等を閲覧、鑑
写すること、所得証明書、相続証明書、評価証明書等を交付申請および受領する
ことを委任します。

貴協会が第2条の第2項につき、債権管理回収業に關する特別措置法（平成10
年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収
社」といいます。）にその収収を委託しているときは、当該債権回収社を委託
者または保証人の複代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承認
します。

委託者および保証人は、この契約に關し現在および将来において貴協会に提出
する一切の書類もしくは報告する事項の正確がいずれも真実であることを表
し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

委託者または保証人については家庭裁判所の審判により、再婚・保佐・後見開始が開始された場合には、成年後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見開始人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

3. 委託者または保証人について、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と三項に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

4. 前3項の事項に取換または変更等が生じた場合には、同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは廃除事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帶保証人)

第13条 保証人は、この契約の各条項を承諾のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証債務および延滞保証債務ならびに前条の執行償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

2. 貴協会が受理した担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。

3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。

4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求むおよび代位の関係は次のとおりとします。

(1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。

(2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。

(3) 保証人が金融機関に対して自分の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。

5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。

6. 保証人が本契約に基づき保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てる場合には、貴協会が「ガイドライン」に基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。

7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思書（明言保証書）を提出しないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。

(1) 委託者が法人である場合のその専事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者

12

項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。の過半数を有する者

ロ 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に相当する者

(3) 委託者（法定を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に別に従事している委託者の配偶者

8. 前項に盛り込みが不正確であつたことが判明した場合には、保証人は、前協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その格利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その便宜裁判所も管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意します。

- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人C.R.D.協会
- (4) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して損失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善、事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

信用保証依頼書

令和 年 月 日
西暦

兵庫県信用保証協会 行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名		金融機関コード		代理貸		
代表者名		電話番号 () -		FAX番号 () -		
		担当部署・担当者		不在時連絡者		
申込 人		協会顧客番号		事前相談受付番号		
フリガナ		保証制度(略称)		責任共有 1 無 対象 2 有 [①部分保証 ②負担金]		
貸付金額	1 個別			貸付予定日 年 月 日		
	2 極度			期間または期日 か月、または 年 月 日		
	資金使途		1 運転 2 設備 3 運転・設備		貸付利率 1 固定 2 変動 年 %以内	
	貸付形式		1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型) 7 電子記録債権割引			
返済条件	区分	1 一括 2 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込				
	返済方法	か月日から か月目まで か月毎 円 か月目まで か月毎 円 初回・最終回 円 年 月 日から か月毎 日に 円あて 回返済 初回・最終回 円 (不均等)				
	返済条件					
	この貸付で完済する保証がある場合など	保証番号 □座番号 □座名義(カナ) 割引残高有無 1 無 2 有 ※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。				
内容等	連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。				
	担保有無	1 無 2 有 担保種類 1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他()				
	設定区分	1 協会 2 金融機関 担保流用区分 1 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)				
備考(担保明細等)	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。 なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。					

年 月 日現在の残高(取引開始 預金	年 月/融資	年 月)				
当座	千円	区分	ブローパー	保証協会付	保全状況	取引振り
預金	千円	融資	千円	千円	不動産	千円
普通	千円	割引	千円	千円	預金	千円
定期性	千円	資	千円	千円	その他	千円
その他	千円	合計	千円	千円	合計	千円
合計	千円					

申込 人 状 況	申込者(代表者)の事業経験・業界知識	金融機関所見	※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
	1 十分ある 2 普通 3 やや不足している		
	事業の将来性		
	1 有 2 やや有 3 模造い 4 下降・後退		
	申込者(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)		
1 十分に有 2 普通 3 やや不足している			
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)			
1 良好 2 普通 3 不良			
今期中の無付 1 発生していない 2 発生した(相手先 千円)			

【確認状況記載欄】 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

資格要件申告欄

当座貸越（貸付専用型）根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当 _____ として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 当 _____ との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越(貸付専用型)根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んでください。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んでください。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以 上

個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日
西暦

兵庫県信用保証協会 行

住 所

氏 名

印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
- ②貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報(過去のものを含む)を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること
- ③保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること
- ④将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと(今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む)

記

個人情報の取扱いについて

兵庫県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ①個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ②お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、信用保証協会利用状況(他の信用保証協会の利用状況を含む)、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ②就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ②保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③本人及び保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理及び事後管理
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
- ⑩求償権の行使
- ⑪経営改善・事業再生の支援
- ⑫その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以 上

協 会 使 用 欄

顧客番号	
原本管理日	

	提 供 先	利 用 目 的	個 人 情 報
1	銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令第1条の3、第1条の4、第1条の5、第1条の7に掲げる金融機関等	①経営・金融・各種制度利用の相談の受付 ②保証利用状況の確認 ③保証利用可能性の確認 ④保証利用の勧誘 ⑤保証審査結果の確認 ⑥与信判断・取引管理 ⑦保証料徴収 ⑧返済状況の確認 ⑨代位弁済の事実の了知 ⑩求償権の管理	①氏名・住所、決算に関する情報、他の信用保証協会の利用状況等信用保証委託申込書ならびに申込時及び申込後提出する書類に記載されたすべての情報（以下「申込書類等記載情報」という。） ②保証利用残高・返済状況等保証利用状況に関する情報（以下「保証利用状況情報」という。） ③財務評価に関する情報・保証利用可能額等保証審査に関する情報 ④保証審査の結果に関する情報 ⑤保証条件・保証金額等利用した保証の内容に関する情報 ⑥事故発生事由 ⑦代位弁済金額・代位弁済の完了に関する情報等代位弁済手続を行うにあたり必要な情報 ⑧就業状況、収入、負債額、資産保有状況等、求償権の行使に必要な情報
2	地方公共団体、商工会等信用保証協会の保証申込受付機関	保証利用状況の確認	①氏名・住所等属性に関する情報（以下「属性情報」という。） ②保証利用状況情報
3	貴協会以外の信用保証協会	①保証利用資格及び保険限度額の確認 ②保証料率・保険料率の算定 ③信用補完制度の健全な運営	①属性情報 ②申込書類等記載情報 ③保証利用状況情報
4	一般社団法人CRD協会	①スコアリング ②統計等のデータ分析 ③データの更新	①申込書類等記載情報 ②債務者番号・債務者区分・事故発生年月等事故発生に関する情報
5	中小企業信用保険法に基づく信用保険に係る業務を行う機関	①信用保険契約により生じる権利の行使や義務の履行 ②中小企業信用保険に係る信用リスクの把握 ③中小企業信用保険制度の適正な運営の調査 ④データ分析ならびにアンケート等の実施	①申込書類等記載情報 ②CRDスコアリングデータ ③貸付実行利率・融資審査に関する情報等貸付にあたり金融機関が信用保証協会に提供した情報 ④代位弁済金額・事故発生原因等代位弁済の内容に関する情報（以下「代位弁済情報」という。） ⑤債権回収会社に対する回収委託日・求償金回収額・回収金納付額・求償権残高等中小企業信用保険の手続を行うにあたり必要な情報 ⑥保証審査に関する情報・保険金請求額・返済状況等中小企業信用保険の適正な運営を調査するために必要な情報
6	債務者、連帯保証人（金融機関の保証人を含む。）、物上保証人等の関係人	①責任負担の確認 ②返済状況の確認 ③代位弁済の事実の了知 ④連帯保証人（金融機関の保証人を含む。）、物上保証人等の関係人における権利の行使又は義務の履行	①属性情報 ②保証利用状況情報 ③代位弁済情報 ④就業状況、収入、負債額、資産保有状況等求償権の行使に必要な情報
7	地方公共団体	①地方公共団体による利子補給・保証料補給 ②制度融資利用促進のための預託 ③地方公共団体制度融資の適正な利用の確認	①申込書類等記載情報 ②月次弁済額・返済状況等求償金の弁済に関する情報 ③その他地方公共団体制度融資に関する手続に必要な情報
8	一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）	①信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析 ②信用補完制度の健全な運営	①申込書類等記載情報 ②財務評価点数等、保証審査に関する情報 ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報 ④条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報 ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生に関する情報 ⑥代位弁済情報 ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報等信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
9	地方公共団体、連合会等信用保証協会に対して損失補償を行う機関	①損失補償契約により生じる権利の行使や義務の履行 ②損失補償事業の適正な運営の調査	①申込書類等記載情報 ②代位弁済情報 ③利用した保険種別・支払保険金額等中小企業信用保険に係る保険金請求に関する情報 ④利用した保証制度名・損失補償金支払額等地方公共団体制度融資に係る損失補償金請求に関する情報 ⑤求償金回収額・回収納付額・求償権残高等損失補償に関する手続を行うにあたり必要な情報 ⑥保証審査に関する情報・返済状況等、損失補償事業の適正な運営を調査するために必要な情報
10	中小企業活性化協議会、(株)整理回収機構、(株)企業再生支援機構、再生ファンド等、経営改善・事業再生のための支援を行う機関	経営改善、事業再生の支援	①申込書類等記載情報 ②保証利用状況情報 ③財務評価に関する情報・保証利用可能額等保証審査に関する情報 ④保証審査の結果に関する情報 ⑤保証条件・保証金額等利用した保証の内容に関する情報 ⑥条件変更内容、条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報 ⑦事故発生に関する情報 ⑧代位弁済情報 ⑨求償権回収に関する情報 ⑩その他経営改善・事業再生の支援に必要な情報

※上記の個人情報提供先等は、その範囲をお知らせするものであり、すべてのお客様の情報が上記に掲げた全機関に提供されるわけではありません。

個人情報の提供に関する同意書

令和 年 月 日
西暦

(金融機関名)

御中

住 所

氏 名

印

兵庫県信用保証協会の保証を利用するにあたり、貴が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、以下に掲げる利用目的のため、兵庫県信用保証協会に対して提供することについて同意いたします。

将来、私が信用保証協会の保証を利用する場合についても、同様に取り扱いってください。

1. 提供する個人情報

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報・決算・税務申告に関する情報・返戻保証料振込口座・他の信用保証協会利用状況等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載されたすべての情報
- ② 取扱商品・サービス内容・取引先等、経営内容に関する情報
- ③ 預金残高情報（過去のものを含む）
- ④ 融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
- ⑤ 与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- ⑥ 借入期間・金利・弁済額・弁済日等、本取引に関する情報
- ⑦ 延滞状況を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑧ 期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等、事故発生に関する情報
- ⑨ 所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報
- ⑩ 信用保証協会に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

2. 信用保証協会における利用目的

- ① 保証利用状況の確認
- ② 保証利用可能性の確認
- ③ 経営・金融・各種制度利用の相談の受付
- ④ 保証申込・条件変更の受付
- ⑤ 本人及び保証利用資格の確認
- ⑥ 保証・条件変更の審査
- ⑦ 保証・条件変更の決定
- ⑧ 保証取引の継続的な管理及び事後管理
- ⑨ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑩ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑪ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑫ 市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
- ⑬ 各種保証制度利用のご提案
- ⑭ 保証料率・保険料率の算定および保証料の返戻
- ⑮ 代位弁済請求の受付・代位弁済の審査
- ⑯ 求償権の行使
- ⑰ 経営改善・事業再生の支援
- ⑱ その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

確認チェック

本紙の内容を申込人〔法人名： 〕
に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。

（確認日 年 月 日 金融機関等確認者 ）」

※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック（☒）を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。
そ の 他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり）

信用保証協会では、次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については当協会までお問い合わせください。（<https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp/access/>）

【「経営者保証に関するガイドライン」とは】

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<https://www.jccci.or.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ）保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

ロ）原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ）経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ）に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当協会までお問い合わせください。

兵庫県信用保証協会 御中

許可を必要としない建設業者に係る確認書

金融機関本・支店名

代表者名

下記の申込人について、建設業法第3条第1項ただし書きに該当する業者（軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者）であり、建設業の許可を必要としないことについて、確認しました。

記入内容		記入欄
申込人（建設業者）	住 所	
	氏 名	
確 認 日		年 月 日

※保証申込の都度、確認が必要となります。

※確認資料の添付は不要です。

【参考】

1. 建設業法第3条第1項

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合に於ては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合に於ては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

2. 許可を必要としない建設業者（建設業法施行令より）

- （1）建築一式工事で、工事一件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- （2）建築一式工事以外の建設工事で、工事一件の請負代金の額が500万円に満たない工事

事業計画書

年 月 日 策定

事業者名

1. 事業を行う上での基本的な考え、現状、方向性、目標等

--

2. 経営環境(当社の特徴・特色・強みと課題、業界の現状等)

--

3. 事業において実施した工夫・取り組み、今後実行を予定していること

--

4. 収支実績及び見込み

(金額単位:千円)

項 目	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	減価償却費
今年度見込み 年 月期					
翌年度見込み 年 月期					

5. 既往の借入金状況(現在残高のある借入金の全てを記載願います。)

(金額単位:千円)

金融機関名	始期	終期	当初借入額	現在残高	月返済額
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
合 計					

住 所 :

申 込 人 :

事業計画書

1. 借入申込の内容

① 融資対象既往借入金の状況					
金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計			(A) 千円	(C) 千円	
② 増額借入希望額		(B) 千円	(D) 千円	回返済	
③ 借入申込額 (①と②の合計)		(A+B) 千円	(E) 千円	年 月 日	

2. 今回の借入による効果

1. 新規借入を伴わない場合(同額借換)	
(C) - (E) =	千円 (F) (=毎月の返済負担軽減効果)
(F) × 1 2 =	千円 (G) (=年間の返済負担軽減効果)
2. 新規借入を伴う場合	
(C) + (D) =	千円 (H) (=新規借入のみをした場合の毎月返済額)
(H) - (E) =	千円 (I) (=毎月の返済負担軽減効果)
(I) × 1 2 =	千円 (J) (=年間の返済負担軽減効果)

3. 今後計画的に取り組む事項(次の項目の内該当するものを○で囲み、具体的に記載して下さい)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. その他

4. 経営の実績及び見込み

(単位 : 千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績 年 月 期					
今年度見込み 年 月 期					
翌年度見込み 年 月 期					

資金繰り表

事業者名

年 月 日策定

(金額単位:千円)

科 目		年 月 (実績)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)
前月繰越	現金残高(A)							
経常収支	収入	売掛金回収						
		受取手形期日入金						
		雑収入						
		合 計						
	支出	買掛金支払						
		支払手形決済						
		販管費支払						
		借入利息支払						
		合 計						
	収支過不足(B)							
固定資産関係の収支	収入	設備売却収入						
		合 計						
	支出	設備代支払						
		税金						
		合 計						
	収支過不足(C)							
財務関係の収支	収入	借入金						
		手形割引						
		合 計						
	支出	借入金返済						
		合 計						
	収支過不足(D)							
収支過不足合計(E)=(B)+(C)+(D)								
翌月繰越	現金残高(A)+(E)							
	受取手形残高							
	支払手形残高							
参 考 事 項								

兵庫県信用保証協会 御中

風俗営業飲食業に係る業態等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

印

申込人	
-----	--

確認事項【チェック欄に○を入れてください】		チェック欄	
※店舗が複数ある場合（新規出店分を含む）は、全ての店舗で該当する場合にのみ「はい」を選択してください。		はい	いいえ
①	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条に基づく許可を取得している。 ※新規出店で許可未取得の場合は、取得予定の許可について「許認可等の事後提出に係る念書」を徴求していれば「はい」を選択		
②	①の許可は申込人の名義である（新規出店で許可未取得の場合は予定）。 ※「いいえ」の場合は以下に名義人、申込人との関係性、相違する理由を記載してください。		
③	事業の経営は申込人自身が行っている（他に実質経営者はいない）。 ※「いいえ」の場合は以下に実質経営者の氏名、申込人との関係性を記載してください。		
④	事業所が賃借物件の場合、賃借人は申込人である（新規出店で賃貸契約未締結の場合は予定）。 ※所有物件の場合は斜線を引いてください。 ※「いいえ」の場合は以下に賃借人、申込人との関係性、相違する理由を記載してください。		
⑤	申込人の事業は、「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの」（※）ではない。 ※「著しく性的感情を刺激する風俗店のような業を営む者」や、「周辺相場と比較して相当高額である又は高額な会費による会員制をとる高級クラブ等大衆的でない料金により遊興のためのサービスを提供する業を営むもの」 【例】 ・性的なサービスを行うクラブ、キャバクラ ・料金が周辺の同業の相場と比較して著しく高いクラブ、キャバクラ ・露出度の高い制服、水着、下着等で接客を行うキャバクラ ・セクシーキャバクラ 等		
⑥	本借入は、「疑わしい取引」（※1）又は「資金洗浄」（※2）に該当するものではない。 ※1 犯罪による収益との関係等が疑われる取引 ※2 意図的に借入を発生させ、不法収益等に係る財産をもって返済に充当する可能性について否定できないもの		
⑦	その他、申込人について、不正利用の疑いはない。 ※「いいえ」の場合は不正利用が疑われる事項について記載してください。		

(R2.9.28改正)

宣 誓 書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

住 所

氏 名

印

私は、現在「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営んでおらず、公安委員会に対してその届出も行っていない。

また、今回の保証を受けた借入金によって上記営業に属する事業を行うものではありません。

上記のとおり宣誓します。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住所

氏名



許認可証等の取得にかかる宣誓書

私は、下記以外の事業所または事業内容を営んでいますが、他事業所・事業についても当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓します。

記

主たる事業所の名称(屋号)		
主たる事業の内容		
営業者名(法人・個人)		
主たる事業所所在地		
許認可番号		
	有効期間	年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

許可等の名義人に係る宣誓書

兵庫県信用保証協会 行

申込人（甲）
（住所）
（氏名）印

許可等名義人（乙）
（住所）
（氏名）印

（甲）が信用保証委託申込を行うにあたり提出した_____業に係る許可等の名義は（乙）となっておりますが、（甲）は適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。

なお、（乙）は（甲）と下記の親族関係にあります。

（該当するものにチェック）

- ☐配偶者
- ☐一親等（子、子の配偶者、父母、配偶者の父母）
- ☐二親等（兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、孫、孫の配偶者、祖父母、配偶者の祖父母）
- ☐三親等（ひ孫、ひ孫の配偶者、伯叔父母、伯叔父母の配偶者、配偶者の伯叔父母、甥姪、甥姪の配偶者、配偶者の甥姪、曾祖父母、配偶者の曾祖父母）

また、（甲）名義で許可等を取り直していない理由は下記のとおりです。

（該当するものにチェック。「その他」の場合にあつては、あわせて理由を記入）

- ☐申込人名義で許可等を再取得しなくても差し支えない旨について許認可権者の確認を得ているため。
- ☐申込人は許可等の名義人と共同して事業経営を行っているため。
- ☐その他（）

年 月 日

許認可等の事後提出に係る念書

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

法 人 名

氏名又は代表者名

印

保証申込（保証条件変更申込を含む。）に必要な書類である「許認可等の写し」については、現在、申請中（申請準備中を含む。）であるため、提出することができません。

つきましては、許認可等を取得（更新を含む。）後、速やかに写しを提出することを確約します。

記

許認可等の種類		
取得予定日	年 月 日	
事後に提出する理由 (1～3の何れかに○印を付ける。)	1	創業、店舗新設等により、新たに許認可等を取得するため
	2	許認可等の有効期限を更新するため
	3	許認可等の名義、住所等を変更するため

※ 許認可等の申請書の写しを添付してください。

なお、許認可等の申請書の写しが添付できない場合は、理由を以下の枠内に記載してください。

許認可等の申請書の写しを 添付できない理由	
--------------------------	--

念 書

フリガナ	
本 名	
フリガナ	
通 称 名	

貴協会の信用保証を受けるについては、上記本名又は通称名を使用いたします。

なお、これにより生ずる一切の責は当方にあり、貴協会に対しては絶対にご迷惑をおかけいたしません。

平成 年 月 日

住 所

氏名（本名）



生年月日
 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住所

氏名



念 書

今般、貴協会に信用保証を委託し から、
金 円也（ 資金）を借入れることにつ
いては、すべて日本国内の法律および金融諸取引上の慣行に従うことに何ら異
議ありません。

念のため、本書を差入れます。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

申込人

実印

設 備 完 了 報 告 等 の 誓 約 書

この度、私は貴協会の保証を得て 円より
円の融資を受け、この資金により店舗、工場等の新築、改築
または機械、機器等の新設、増設、買替え等の設備をしますが、設備が完了し
た時（ 年 月 日頃）は速やかに貴協会へ報告し、貴協会からの請求
にもとづき「代金支払いの領収書写」「設備完了後の写真」、その他の必要書類
を提出します。

また、貴協会が設備完了後の確認調査をされる場合は協力いたします。
念のため、本書を差し入れいたします。

以 上

誓 約 書

私(当社)は、令和 年 月 日付信用保証委託申込に基づき、信用保証を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 上記契約に基づき、借り入れた金銭（以下「本借入金」という。）については、当該保証申込に係る事業資金にのみ使用し、政府が平成18年10月11日に発表した「北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について」（以下、「北朝鮮措置」という。）の趣旨を十分に理解の上、その潜脱となるような用途には使用しません。
2. ○○信用保証協会が、上記1. の内容を確認するために必要な書類の提出及び調査等を求めた場合には、これに協力します。
3. 私（当社）が北朝鮮措置を潜脱するおそれがある、又は虚偽の申請等を行ったと○○信用保証協会が認めた場合には、直ちに被保証債務の全額を弁済します。

令和 年 月 日

借 入 人

印

兵庫県信用保証協会 御中

「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書

金融機関本・支店名

代表者名

担当者（ ） 不在時連絡者（ ）

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が、以下の条件に該当していることを確認しております。なお、各要件に係る判断は申込金融機関によるものです。

また、申込人に対して今後も適切に金融支援を行っていくとともに、信用保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）について代表者の個人保証を追加する場合は、信用保証協会の保証を付した融資（以下「保証付き融資」という。）においても代表者の個人保証を追加することについて貴信用保証協会と協議します。協議することは、申込人にも説明の上了承を得ております。

【確認項目】

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	
	【要件1】及び【要件3】の項目を満たす。
	【要件2】及び【要件3】の項目を満たす。

【要件1】 次の項目に該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

【資料1】貸付貸付に該当する（貸付）も場合によっては保証額に上乗せして計算する。

確認	項 目		
	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。		
	プロパー融資の合計額 (①)	経営者保証を付している 金額 (②)	保全額※ (③) ※担保による場合には申込金融機関の定めによる担保評価に基づく保全額、保証会社等による保証の場合には保証額。 なお、経営者保証を付した融資に紐付く保全額（抵当権等）は含まない。
	千円	千円	千円
	経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①－②－③)		千円

【要件2】 次の項目に該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項 目		
	本保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。		
	本保証付融資と同時に実行するプロパー融資額 (①)	経営者保証を付す金額 (②)	保全額※ (③) ※【要件1】の場合と同様。
	千円	千円	千円
	経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①－②－③)		千円

【要件3】 次の項目に全て該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項 目
	直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
	() 年 () 月期 決算
	経常利益 () 円 + 減価償却費 () 円 = 減価償却前経常利益 () 円
	() 年 () 月期 決算
	経常利益 () 円 + 減価償却費 () 円 = 減価償却前経常利益 () 円
	直近の決算期において債務超過でない。
	() 年 () 月期 決算 純資産額 () 円

また、申込人について、次の（１）又は（２）のいずれかに該当していることを確認しております。

（１）以下①～③の項目に該当していること

（２）①～③のうち該当していない項目がある場合は、別途、④に該当していること

（上記（１）又は（２）のいずれに該当するかに関わらず、①～④のうち該当する項目には全て確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項 目
	① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
	② 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
	③ 適時適切に財務情報等が提供されている。
	④ ①～③の中で該当していない項目があるが、下記理由により、経営者保証を不要と判断している（下欄に理由をご記入下さい）。
	【理由】

◎ 記入上の留意点

- 【要件1】【要件2】のプロパー融資額は、申込金融機関の定めによる与信額（個別貸付のみの場合は個別貸付額、極度貸付（当座貸越等）のみの場合は極度貸付額、両者が存在する場合は個別貸付額と極度貸付額を足した額）をご記入下さい。
- 【要件1】【要件2】のプロパー融資額に、部分保証における金融機関負担分は含みません。
- 【要件3】における「直近（2期）の決算期」とは、記入日時点にて申告書提出期限が到来している最新の決算となります。また、各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入下さい。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含みます。

新規保証にかかる確認書

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関本・支店名

代表者名

印

申込人_____にかかる保証申込については、貴協会を初めて利用することとなりますが、以下のとおり、事業所の実地調査により事業実体を把握し、問題がないことを確認しておりますので、その旨報告いたします。

実地調査日				実地調査場所	金融機関担当者
年	月	日	時 分～ 時 分		

本人 (代表者) 確認	本人（代表者）確認	☐ できた	
	確認資料 ※原本確認のこと。	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）	
	写し徴求	☐ できた ☐ できなかった ※できた場合は、協会に提出ください。	
	※写しを徴求できない場合は、原本を確認の上、番号等を記載してください。 ※写しに「マイナンバー」、「健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号」の記載がある場合は、マスキングしてください。写しが徴求できない場合でも、これらの番号は記載しないでください。		
事業所 確認資料	確認資料 ※原本確認のこと。	賃借の場合……… ☐ 賃貸借契約書 ☐ その他（ ） 自己所有の場合… ☐ 不動産登記簿謄本 ☐ 権利証等 ☐ その他（ ） ※確認資料の写しは、協会に提出ください。	
	※写しを徴求できない場合は、原本を確認の上、契約日・取得日、概要を記載してください。		
	契約日（賃借の場合）、 取得日（自己所有の場合）	年 月 日	
	確認資料の概要（賃借人、賃貸人、所有者、所在地、その他特記事項）		

申込に関するチェック項目		チェック欄
申込人（代表者）について、不自然な点はなく、反社会的勢力に該当する疑いはない。		☐
事業所について、不自然な点はなく、実際に事業が行われている。		☐
事業用設備、在庫等について、不自然な点はない。		☐
伝票、契約書等が確認でき、不自然な点はない。		☐

新規保証で必要となる書類に関するチェック項目		チェック欄
以下の書類（通常の保証申込書類に加え必要となる書類）について、提出可能なものは、信用保証委託申込書に添付している。		□
書類	備考	
①本人（代表者）確認資料の写し	徴求できない場合は、上部記載欄に番号、概要等を記載してください。	
②事業所確認資料の写し		
③決算書（確定申告書）の写し	直近２期分が必要です。	
④許可証等の写し	徴求が必要な業種を営む場合に必要です（裏面参照）。	
⑤許可を必要としない建設業者に係る確認書	建設業許可を未取得の建設業者の場合に必要です。	
※ ③～⑤は新規保証以外でも必要		

申込金融機関における事業内容の把握状況 ※該当するものがあればチェック（複数可）		チェック欄
①当行（当庫、当組合）と事業上の取引（貸付、割引、当座貸越、当座預金取引のいずれか）がある、または、概ね1年以内に事業上の取引があったため、事業内容を十分に把握している。		☐
②当行（当庫、当組合）に事業用口座があり、概ね直近1年間の資金の流れを確認できており、事業内容を十分に把握している。		☐
③申込人が事業を行っていることを確認した下記の事実があり、事業内容を十分に把握できている。 【記入欄】 ※具体的にご記入ください。（例）当店営業エリア内に店舗があり、以前より訪問して営業状態を日常的に確認している		☒

【参考】許可証等（写し）の徴求が必要な業種一覧

許認可業種	種類	関係法令	有効期間
食料品製造業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
食料品販売業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
飲食店	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
建設業	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法(4条)	-
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）	許可	道路運送法(4条、8条)	5年
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	-
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年又は5年 (更新時2年、3年又は5年)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	-
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	-
旅館業	許可	旅館業法(3条)	-
古物営業	許可	古物営業法(3条)	-
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年又は7年)
産業廃棄物収集・運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5年
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年又は7年)
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)
病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	-
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	免許	酒税法(7条)	-
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	-
酒類販売業	免許	酒税法(9条)	-
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	-
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	-
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)
家畜商	免許	家畜商法(3条)	-
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	不定(概ね2年)
興行場	許可	興行場法(2条)	-
浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	-
測量業	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	-
採石業	登録	採石法(32条)	-
建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	-
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	-
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	-
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	-
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	-
接待飲食等営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	-
遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	-
警備業	認定	警備業法	5年
自動車運転代行業	認定	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	-
包括信用購入あっせん業者 (少額包括信用購入あっせん業者を含む)	登録	割賦販売法(31条)	-
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録	割賦販売法(35条)	-
個別信用購入あっせん業者	登録	割賦販売法(35条)	3年
第一種金融商品取引業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第一種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種金融商品取引業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法(29条)	-
投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	金融商品取引法(29条)	-
投資運用業者	登録	金融商品取引法(29条)	-
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	-
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	-
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法(附則3条)	-
国内商品先物取引業者	許可	商品先物取引法(190条)	6年
商品投資顧問業者	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(3条)	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	商品先物取引法(349条)	-
商品先物取引仲介業者	登録	商品先物取引法(240条)	6年
資金移動業(第一種)	登録	資金決済に関する法律(37条)	-
資金移動業(第二種・第三種)	登録	資金決済に関する法律(37条)	-
前払式支払手段発行者(自家型発行者)	届出	資金決済に関する法律(5条)	-
前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	登録	資金決済に関する法律(7条)	-
金融商品仲介業者	登録	金融商品取引法(66条)	-
金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る)	登録	金融サービス提供法(12条)	-

保証書・変更保証書変更申込書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

(申込人)

住 所

法人名

氏名または
代表者名

顧客番号		保証番号	
保証書発行形式※1 (いずれかにチェック)	☐ 専用紙	(条件変更の場合のみ) 条件変更番号	
	☐ 電子	(電子保証書の場合) 保証書発行回数※2	

※1 保証書発行形式が専用紙の場合:信用(変更)保証書の原本を添付してください。

保証書発行形式が電子の場合:信用(変更)保証書の写しの提出は不要です。

※2 信用保証書は「保証番号」の上部、変更保証書は「当初保証日」の上部に印字された3桁の数字です。

	現行	変更(変更箇所のみ記入)
保証期間(※)		
返済方法		
その他		
変更理由		

※変更保証書の変更の場合、記載は不要です。

金融機関使用欄

上記のとおり、やむを得ないものと認められますので、変更申込をいたします。

金融機関名

代表者名

(担当者名 TEL - - FAX - -)

【確認状況記載欄】「上記の変更が申込人の意思に基づくものであること」について、次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

本申込書は、貸付実行(又は変更実行)前に保証条件を変更する場合に必要です。

なお、変更の内容によっては、本申込書での変更ができない場合があります(裏面参照)。

(R4.3.10改正)

【本申込書での変更ができない場合】

以下の変更については、本申込書での対応ができませんので、再度、保証申込又は条件変更申込を行ってください。

1. 信用保証書
①資金用途の変更
②保証期間の拡大
③貸付金額の変更
④保証形態(個別保証又は根保証)の変更
⑤据置期間の追加、拡大
⑥利用制度の変更
⑦連帯保証人の変更
⑧回収条件の変更
⑨条件担保物件の変更
⑩協会優先枠の減少(条件担保の場合)
2. 変更保証書
①保証期間の拡大
②約定返済金額の減少
③据置期間の追加、拡大
④追加又は解除する連帯保証人の変更
⑤債務引受先の変更
⑥条件担保物件の変更
⑦協会優先枠の減少(条件担保の場合)
⑧変更保証書の有効期限延長

※その他、審査判断上再申込が必要と判断する場合は、本申込での対応ができない可能性がありますので、適宜、当協会担当者と協議してください。

保証人付票（追加・変更用）

兵庫県信用保証協会 御中

申込人

私の平成 年 月 日付 { 信用保証委託申込書
保証条件変更申込書 } について、連帯保証人を下記のとおり
届けます。

連帯保証人へ了解を得て記入してください	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (才)	大・昭・平 年 月 日 (才)	大・昭・平 年 月 日 (才)
	住 所			
		TEL — —	TEL — —	TEL — —
	申込人との関係			
	※職業・勤務先	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —
収 入	年収 万円	年収 万円	年収 万円	
※資産状況等	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	

※新たに追加、または、変更により加わる方について記入してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関本・支店名

信用保証書有効期限延長依頼書

(貸付実行遅延理由書)

下記信用保証書の有効期限を保証書発行日の翌日から60日まで延長するよう依頼します。

記

被保証人名														
保証番号											保証書発行日	年	月	日
理由														

(注) 本書で条件変更信用保証書の有効期限の延長はできません。

(以下の記入は不要です。)

年 月 日

上記申し出のとおり承諾いたします。

本書は信用保証書と共に保管してください。

兵庫県信用保証協会



承諾日	年	月	日
-----	---	---	---

保証(条件変更)後取消理由書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

金融機関名

代表者名

(担当者名 TEL — —)

下記被保証人について、以下の理由により信用保証付きの貸付(条件変更)を中止することとしましたので、信用保証(変更保証)の取消をお願いいたします。

被保証人名		顧客番号	
保証番号		(条件変更の場合のみ) 条件変更番号	
保証書発行形式※1 (いずれかにチェック)	☐ 専用紙 ☐ 電子	(電子保証書の場合) 保証書発行回数※2	
取消理由			
再申込有無 (条件変更の場合のみ いずれかにチェック)	☐ 本件の条件変更取消と同時に、同一内容で条件変更の再申込を行います。※3 ☐ 上記に該当しません。		

※1 保証書発行形式が専用紙の場合:信用(変更)保証書の原本を添付してください。

保証書発行形式が電子の場合:信用(変更)保証書の写しの提出は不要です。

※2 信用保証書は「保証番号」の上部、変更保証書は「当初保証日」の上部に印字された3桁の数字です。

※3 条件変更取消と同時に、同一内容で再申込を行う場合:

再申込分の保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書を添付してください。

その他の必要書類につきましては、提出済のものを再利用できる場合があります(1回限りとします。)

事前に当協会の条件変更担当者でご相談ください。

【確認状況記載欄】上記のとおり取消することについて、申込人に次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

(R4.3.10改正)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

旧債振替依頼書

金融機関本・支店名

代表者名

下記理由により、当行（金庫、組合）のプロパー融資（事業資金として貸し付けた信用保証協会の保証を付さない融資）を下記の保証申込にかかる保証付融資により借り換えることを承諾願います。

なお、本借換えは、金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものとして、保証申込人の希望により行うものであり、当行（金庫、組合）は、引き続き、保証申込人に対する適切な経営支援に注力します。

記

1. 保証申込人

2. 保証申込額

_____ 千円

3. 借り換えるプロパー融資の残高（合計）

_____ 千円

【借り換えるプロパー融資の概要】

	①	②	③
借入名義人			
現在残高	円	円	円
当初借入金額	円	円	円
融資実行日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
最終期日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
月返済額	円	円	円
融資利率	%	%	%

※ 借り換えるプロパー融資が4口以上の場合は、別紙に記載する。

※ 借入金が極度取引による場合には、「当初借入金額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高を記入する。

4. 借換えを行う理由

信用保証委託契約書

(連帯債務用)

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

※必ず日付をご記入願います

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください

※実印を押印してください

委託者	住 所
	氏 名 フリガナ
委託者	住 所
	氏 名 フリガナ
委託者	住 所
	氏 名 フリガナ
連帯保証人	住 所
	氏 名 フリガナ

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日(ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。)をもって成立するものとします。

[借入要項]

金 融 機 関 名	(支店)
借 入 形 式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付(イ 個別 □ 極度) 3 手形割引 (イ 個別 □ 極度) 4 当座貸越 (イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ 個別 □ 極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借 入 金 額	金 円 (借入形式が2・3・5 の口、および 4 の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契約条項裏面)

金 融 機 関 ・ 協 会 使 用 欄

保証 番号	
----------	--

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をするにあたって、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取次の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払った信用保証料は、返済の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済期日の翌日を起算とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている人について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロリまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力団の要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に際して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公相公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子決済記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を滞滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を滞滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日翌日以降の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新・完成時効等、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引当人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引当人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく財務諸表および関係会社を含む）または保証人の財務状況や事業内容を基に調査報告書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、実況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し統制簿等調査に必要な便宜を供与します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿本、改訂戸籍簿本、除籍簿本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合データベース等を開覧、閲覧ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書等を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に關し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について補助・保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは附屬事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を負いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に請求する旨の陳述を記載した公正証書の作成を必要一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使し、償還します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行使することができ、また、保証人が金融機関に対する自己の保証債務の履行をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る地位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日より、貴協会に対して保証意思表明公正証書を提出しないときは、本契約成立日より、貴協会に対してその各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準じりありもしくは不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に關し貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関
- (6) 貴協会に対して借入金債権を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

連帯債務に係る確認書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

委託者 印

委託者 印

委託者 印

連帯保証人 印

委託者及び連帯保証人は、委託者が複数となることを踏まえ、年 月 日付信用保証委託契約書を差し入れるにあたり、以下の事項を確認または承諾します。

- 1 委託者及び連帯保証人は、次の事項を確認する。
 - (1) 委託者が信用保証委託契約に基づき負担する各債務（以下、単に「債務」といいます）は、連帯債務であること
 - (2) 連帯保証人は、上記各連帯債務について連帯保証債務を負担すること
- 2 委託者は、民法439条第2項に基づく履行拒絶権は行使しません。
- 3 委託者は、貴協会と他の委託者との間で債務の更改や免除が行われた場合や他の委託者の債務が時効消滅した場合であっても、自らの債務については影響を受けず、引き続き全部について履行義務を負います。
- 4 委託者が、債務を弁済しその他自己の財産をもって共同の免責を得た場合であっても、貴協会の同意がなければ、他の委託者に対して求償権及び弁済による代位によって取得した担保権等を行使しません。また、貴協会から請求があれば、代位取得した担保権または担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
- 5 貴協会に差し入れた担保及び連帯保証人につき、貴協会が変更・解除・返還等をして、委託者の責任には変動を生じないものとします。金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保並びに弁済による代位により貴協会に移転した担保及び連帯保証人についても同様とします。

以上

----- 金融機関・協会使用欄 -----

保証 番号

御中

このお知らせはお客様にお渡しください。

信用保証決定のお知らせ（お客様用）

当協会の信用保証をご利用いただきありがとうございます。この度の信用保証委託申込につきましては、以下のとおり決定いたしました。
なお、お支払いいただいた信用保証料は、繰上完済により一部を返戻することがあります。

御中		顧客番号	保証番号
借入金額 10,000,000 円	保証日 令和 7年 4月 3日	保証期間 実行の日から120か月 (貸付実行日の応当日まで)	
保証金額 借入金額に保証割合を乗じた金額	制度 普通一般	返済方法 元金均等 1か月目 から 119か月目まで 1か月毎 84,000円、120か月目 4,000円	
保証割合 100 %			

お支払いいただく信用保証料は以下のとおりです。取扱金融機関を經由してお支払い願います。

一括支払 330,000 円

保証料の計算式は以下のとおりです。

「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)	計算期間	分割係数	保証料額(円)
据置期間部分 分割返済部分 据置金額部分	10,000,000	× 0.600 ×	120 / 12	× 0.550 =	330,000
保証料総額					330,000

保証決定の内容等についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

担当部署

住 所

電話番号

ホームページ <https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

兵庫県信用保証協会

信用保証書

1 / 1

御中

【001】

被保証人	生(設立)年月日	顧客番号	保証番号
		保証日 令和 7 年 4 月 3 日	資金使途 運転
保証期間 実行の日から120か月 (貸付実行日の応当日まで)		貸付金額 10,000,000 円	保証金額 貸付金額に保証割合を乗じた金額
		保証割合 負担金 100 % 有	保証形態 個別保証
返済方法 元金均等 1か月目 から 119か月目まで 1か月毎 84,000円、120か月目 4,000円		制度 普通一般	利率(割引利率) 金融機関所定の利率による
		形式 証書貸付	

信用保証委託契約が成立した時に、本信用保証書による保証契約も成立するものとします
連帯保証人

利息(みなし利息を含む)は利息制限法に定める法定上限額の1/2の金額の範囲内とすること

以下 余白

信用保証料は以下のとおりです。		責任共有保証料率 0.600 %	協会使用欄 保険 無担保
一括支払	330,000 円	保証料総額 330,000円	「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

※ 受領していただく時期は、実行(割引)時になります。

ただし、当座貸越の場合は約定締結日です。

(注) 本信用保証書の有効期限は、令和 7 年 5 月 7 日です。

ただし、特別の事情があると協会が認めた時は、令和 7 年 6 月 2日とします。

兵庫県信用保証協会



信用保証料送金のご依頼

金融機関コード

御中

兵庫県信用保証協会

以下のとおり、信用保証料をご送金ください。

被保証人	支払方法	信用保証料額
顧客番号	一括支払	330,000 円
保証番号		

保証料の計算式は以下のとおりです。

「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)	計算期間	分割係数	保証料額(円)
据置期間部分					
分割返済部分	10,000,000	×	0.600	×	120 / 12
据置金額部分				×	0.550
保証料総額					330,000

お願い

- 信用保証料は、実行時に徴収し、所定の信用保証料送金口座に送金してください。
- 信用保証料の送金に際して、振込依頼人名は必ず先頭に保証番号を記載し、続けて被保証人名を記載してください。当協会に送信されるデータは、保証番号からの読み込みとなっているため、保証番号以外のもの（NO等）を記載した場合、被保証人名の後に保証番号を記載した場合等は、正しく通知されませんので注意してください。
- 下記「信用保証料送金通知書」について、当協会への返送の必要はありません。

信用保証料送金通知書（当初保証料用）

伝送による信用保証料送金の場合は、本通知書の返送は不要です。

兵庫県信用保証協会 行

以下のとおり、信用保証料を送金しました。

被保証人		顧客番号	
振込日	R 年 月 日	受入区分 1-00	保証番号
振込先金融機関名	母店 支店	支払方法 一括支払	振込金額 (円) 330,000

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町 6-2-1

兵庫県信用保証協会
保証部 保証事務課 行

(担当者)
(連絡先 - -)

送付書

同封の書類は以下のとおりです。

顧客番号		顧客名	
保証番号			
条変番号		保証日	令和 7 年 4 月 3 日

(送付書類)

☐ 信用保証委託契約書

(その他連絡事項)

(金融機関記載欄)

【金融機関のご担当者へのお願い】

※上記資料は、本送付書を添付の上、ご送付ください。

お問い合わせは以下までお願いいたします。
兵庫県信用保証協会

電話番号

協会使用欄

受領口	受領印	確認印

求償の特約に関する念書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

物上保証人



1. 私は債務者 (以下甲という) の
(以下乙という) に対する債務を担保するため、乙との間に 年 月 日付
根抵当権設定契約により根抵当権を設定しています。
2. 私は貴協会が甲との信用保証委託契約（契約条項は裏面）に基づき保証した甲の乙に対する債務
についても上記根抵当権により担保されることを確認するとともに、私と貴協会との負担部分に
関して、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約に基づく弁済をされたとき、貴協会は上記根抵当権の
全部につき上記信用保証委託契約に定める求償権の範囲で上記根抵当権を実行することができ
ます。
- ② 私が甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記根抵当権が実行されたときは、私は貴協会
に対し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私は貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と
認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。

以 上

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です。
※裏面の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載
したものです。なお、適用される信用保証委託契約条項は、甲が締結した信用保証委託契約条項となりま

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をするにあたって、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取次の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払った信用保証料は、返済の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済期日の翌日を起算とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている人について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロリまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力団の要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に際して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公相公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子決済記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を滞滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を滞滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日翌日以降の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新・完成時効等、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引当人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者に連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく財務諸表および関係会社）または保証人の財務状況や事業内容を基に調査報告書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、実況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し統制簿等調査に必要な便宜を供与します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿本、改訂戸籍簿本、除籍簿本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合データベース等を開覧、閲覧ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書等を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に關し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について補助・保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは附屬事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を負いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に請求する旨の陳述を記載した公正証書の作成を必要一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使します。
- (2) 貴協会が第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行使することができず、
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の履行をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る地位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日より、貴協会に対して保証意思表明公正証書を提出しないときは、本契約成立日より、貴協会に対してその各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の親株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の親株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該株式会社の親株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の親株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該株式会社の親株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該株式会社の親株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準じたりありもしくは不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に關し貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関
- (6) 貴協会に対して借入金債権を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

求償の特約に関する念書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

物上保証人

実印

1. 私は債務者 (以下甲という) の
(以下乙という) に対する債務を担保するため、乙との間に 年 月 日付
担保差入証による質権設定契約により質権を設定しています。
2. 私は貴協会が甲との信用保証委託契約（契約条項は裏面）に基づき保証した甲の乙に対する債務
についても上記質権により担保されることを確認するとともに、私と貴協会との負担部分に関し
て、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約に基づき弁済をされたとき、貴協会は上記質権の
全部につき上記信用保証委託契約に定める求償権の範囲で上記質権を実行することができます。
- ② 私が甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記質権が実行されたときは、私は貴協会に対
し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私は貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と
認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。

以 上

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です。
※裏面の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載
したものです。なお、適用される信用保証委託契約条項は、甲が締結した信用保証委託契約条項となります。

〈信用保証の委託〉

- 第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあたって貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があります。割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および収支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

〈信用保証料等〉

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項より支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の納付を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかると借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の返還を即時に支払います。

〈反社会的勢力の排除〉

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

〈担保〉

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

〈求償権の事前行使〉

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、取返手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第1項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

〈代位弁済〉

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をしないでも弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

〈求償権の範囲〉

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

〈弁済の充当順序等〉

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合には、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことと予め同意します。

〈調査および報告〉

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す決算申告書決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいづれも真実であることを表明し、これを保証します。

〈成年後見人等の届出〉

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他の必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

〈公正証書の作成〉

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

〈費用の負担〉

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に係じた費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

〈連帯保証人〉

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかると借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づき保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(研究会(全国担保協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に減災に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる)株式についての議決権を除く。以下同し。の過半数を有する者
- ロ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社と有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- ホ、委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者
8. 前項に記しがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

〈代位取得の形態等〉

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

〈管轄裁判所の合意〉

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

〈情報の授受〉

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に關して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保証法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第3条の4および第5条の6に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して損失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

〈契約の変更〉

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

委任状

年 月 日

住所
氏名

印

私は、
地方法務局 支局受付第 号登記済) について、
年 月 日

に後記物件のうえに設定された根抵当権（
担保すべき元本が確定したので、この確定の登記申請に関するいっさいの権限を委任します。

登記申請に対する不動産の登記識別情報通知の受領に関する一切の権限を委任します。

物件の表示

根抵当権変更同意依頼書

(条件外担保専用)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

金融機関名

支店長

印

当 設定の下記根抵当権について一部抹消・全部抹消・極度減額・順位変更・
その他 () に、同意頂きますよう依頼します。

記

債務者名	金融機関単独貸残高(変更前)		千円
	(変更後)		千円
変更理由(具体的に記入下さい)			
現況と今後の返済見込み			
根抵当権 の表示	設定日 受付番号 第	受付年月日 号 極 度 額	年 月 日
不動産 の表示・ 評価(評価 については依頼日 前3ヶ月以 内のもの をご記入 下さい)	所 在	所 有 者	評 価 (千円)
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
	6.		
			計

※ 物件多数の場合は所在・所有者・評価のみ記入した別紙を添付下さい。

※ 不動産謄本等添付の場合は、上記欄に「別添謄本参照」と記入し、所在・所有者欄は省略可能です。

協 会 回 答 欄

年 月 日

1. 上記について、次の履行を条件として同意します。

(条件)

※条件がない場合は「条件なし」と記入

兵庫県信用保証協会
担当部署 ()
担当者 ()
TEL

2. 上記については同意しません。

※ 1. 2 のいずれかに○印で囲む

質権移転承認請求書

年 月 日

保険会社 御中

住 所
原 質 権 者

㊞

住 所
承継質権者

㊞

契 約 番 号	第 号	保険金額 円
保 険 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	保 險 料 円
保険の目的所在地		
保 險 の 目 的		

原質権者は、承継質権者から 年 月 日金 円也の代位弁済を受けたことにより、原質権者が上記火災保険契約並びにその継続契約による被保険者の権利の上に設定していた質権を承継質権者に移転しましたので、承認されたく保険証券（契約書）を添え、双方連署をもって請求します。

質権一部移転承認請求書

年 月 日

保険会社 御中

住 所
原 質 権 者

印

住 所
承継質権者

印

契 約 番 号	第 号	保険金額 円
保 険 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	保 険 料 円
保険の目的所在地		
保 険 の 目 的		

原質権者は、承継質権者から 年 月 日金 円也の代位弁済を受けたことにより、原質権者が上記火災保険契約並びにその継続契約による被保険者の権利の上に設定していた質権を承継質権者に一部移転しましたので、承認されたく保険証券（契約書）を添え、双方連署をもって請求します。
なお、保険証券については、原質権が承継質権者のために代理占有することを承認します。

担保提供者死亡による相続登記の念書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
相続人

実印

住 所
相続人

実印

住 所
相続人

実印

1. 私たちは亡 〃 が、債務者 〃 (以下甲という)の
(以下乙という)に対する債務を担保するため、乙との間に
年 月 日付根抵当権設定契約 (〃 法務局 〃 支局 〃 年 月
日受付第 〃 号登記済)により極度額 〃 万円の根抵当権を設定して
いることを確認のうえ、今般、相続人として引き続き担保提供することを承諾するととも
に、6ヵ月以内に相続登記を完了することを確約いたします。
2. 私たちは貴協会が甲との信用保証委託契約(契約条項は裏面)に基づき保証した甲の乙に
対する債務についても上記根抵当権により担保されることを確認するとともに私と貴協会
との負担部分に関して、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約に基づき弁済をされたとき、貴協会は上記根抵当権の全部
につき上記信用保証委託契約に定める求償権の範囲で上記根抵当権を実行することができ
ます。
- ② 私たちが甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記根抵当権が実行されたときは、
私は貴協会に対し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私たちは貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一
般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。

以 上

※印鑑証明書、個人情報の取扱いに関する同意書を添付してください。

※裏面の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日 付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載
したものです。なお、適用される信用保証委託契約条項は、甲が締結した信用保証委託契約条項となります。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をするにあたって、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取資の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払った信用保証料は、返済の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済期日の翌日を起算とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を求めた場合であっても、貴協会の保証にかかるとして期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロリまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力団の要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に際して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公相公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子決済記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を滞滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を滞滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の同意に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新・完成時効等、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引当人となる者の契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者に準じて履行の責を負うものを含みます。）を引当人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく財務諸表および関係会社）または保証人の財務状況や事業内容を基に調査報告書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、実況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し統制簿等調査に必要な便宜を供与します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿本、改訂戸籍簿本、除籍簿本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合データベース等を開覧、閲覧ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書等を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に關し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について補助・保佐、後見人の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは附屬事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を負いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に請求する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかるとしての保証を申し、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行使することができ、
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の履行をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る地位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容をきむ。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日より、貴協会に対して保証意思表明公正証書を提出しないときは、本契約成立日より、貴協会に対してその各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準じてありもしくは不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に關し貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関
- (6) 貴協会に対して借入債権を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

借地権に関する確認書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

土地所有者兼賃貸人 住所
氏名

実印

第1条 私は、 に対して、私所有の末記土地を下記条件で賃貸しており、
現在賃料の未払いがないことを確認します。

記

契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
賃料 月 万円 (年 月分まで支払済み)

第2条 私は、末記土地上に存する 所有の末記建物を が
貴協会に対して担保として差し入れることを承諾します。

第3条 私は、第1条の土地賃貸借契約について、賃料の不払い及び無断転貸等の解除事
由が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに貴協会に対して通知し、
同土地賃貸借契約を解除するときは、事前に貴協会に対し、その旨を書面で通知
します。

2 私は、貴協会から賃借人に代わり未払賃料を弁済する旨の申し出を受けたとき
は、未払賃料の受領を拒否しません。

第4条 私は、第1条の土地賃貸借契約について、合意解除及び契約の不更新により、契
約を終了させる場合または契約内容の重大な変更を行う場合は、事前に貴協会の
書面による承諾を受けます。

第5条 私は、第3条1項の解除が貴協会に対する事前の通知を欠く場合及び第4条の合
意解除または契約不更新による契約終了または契約内容の変更が貴協会の事前の
承諾を欠く場合は、解除等の効力が生じないことを確認します。

第6条 私は、担保権の実行または任意処分により、末記建物の所有権が第三者に移転し
た場合は、第三者に借地権が移転することを予め無償で承諾します。

記

土地 所 在	建物 家屋番号
地 番	種 類
地 目	構 造
地 積	床面積

※ 土地所有者兼賃貸人の印鑑証明書を添付してください。

※ 当該土地の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）を添付してください。

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関
代表者



担保設定引受書

貴協会の信用保証にかかる債務者 様
 対する下記による貴協会の担保設定手続は、当 が責任をもつ
 て代行いたしますので、速やかに登記申請書類の送付をお願いいたします。

記

1. 設定区分 ①新規設定 ②追加担保 ③極度額変更
 ④その他（ ）

2. 極度額 金

3. 順位 第 順位

(不動産の表示)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

(金融機関名)



担 保 抹 消 引 受 書

貴協会の信用保証に係る債務者
下記物件の貴協会の担保抹消手続きは当
責任をもって代行いたします。

様に対する
下記条件を履行のうえ

(条件)

1.

2. 抹消時に「担保品受領書」を徴求し、すみやかに貴協会へ送付すること

(物件の表示)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 殿

(金 融 機 関 名)

印

担 保 変 更 引 受 書

貴協会の信用保証にかかる債務者 殿に対す
る下記による貴協会の担保変更手続は、当 殿が責任をもって代行い
たしますので、すみやかに登記申請書類の送付をお願いします。

記

1. 変更区分 ①順位譲渡 ②極度減額 ③全部抹消
 ④一部抹消 ⑤その他 ()

2. 極 度 額

3. 順 位 第 順位

(不 動 産 の 表 示)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

金融機関
代表者
又は司法書士

印

預 り 証

下記書類を登記手続（ ）のため、正にお預りいたしました。
なお、上記手続が完了次第速やかに返却いたします。

記

1. 債務者名

2. 法務局 支局・出張所

年 月 日 受付 第 号

根抵当権設定契約証書 通

以 上

担 保 差 入 に 関 す る 念 書

年 月 日

兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 殿

(住所)
債務者
(氏名)

印

が、今般貴協会より保証を受けて金融機関から借
入れするについて、新設する下記物件を完成（ 年 月 日頃の予定）
と同時に債務者名義に保存登記し、 年 月 日頃第 順位、
極度額金 円他の根抵当権を貴協会の定める方法により設定し、
担保として差入れすることを確約いたします。

記

兵庫県信用保証協会 御中

(根) 抵当権抹消・変更等願書

※ 該当項目に☑をご記入ください。

なお、複数の項目に該当する場合は、各々に☑をご記入ください。

☐ 債務者 (住所)

☐ (根) 抵当権設定者

☐ 相続人 (被相続人:) (氏名)

実印

☐ 連帯保証人 (住所)

☐ (根) 抵当権設定者

☐ 相続人 (被相続人:) (氏名)

実印

☐ 連帯保証人 (住所)

☐ (根) 抵当権設定者

☐ 相続人 (被相続人:) (氏名)

実印

☐ 連帯保証人 (住所)

☐ (根) 抵当権設定者

☐ 相続人 (被相続人:) (氏名)

実印

上記 (根) 抵当権設定者が貴協会に対し、 年 月 日付 (根) 抵当権設定契約書により設定した【極度額・債権額】 円の (根) 抵当権について、後記理由により【全部抹消・一部抹消・極度額減額・順位変更・全部譲渡・分割譲渡・一部譲渡】をお願いいたします。

※ 【 】内の該当する項目に○を入れてください。

※ 押印者につきましては、印鑑証明書を添付してください。

※ 押印者が個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」を添付してください。

ただし、既に「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出している場合又は全ての保証付融資を完済後抹消する場合（完済を条件とする場合を含む。）は、不要です。

(協会使用欄)

願 書 受 理 時	
協会受付印	主 管 者

印 鑑 照 合	
主 管 者	担 当 者

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保品受領書

下記物件に対し 年 月 日 【支局・出張所】
受付第 号で設定済の【(根) 抵当権・その他 ()】に係る抹消書類
を受領いたしました。
(抹消物件の略表示)

※ 該当項目に☑をご記入ください。
なお、複数の項目に該当する場合は、各々に☑をご記入ください。

- ☐ 担保提供者
☐ 不動産等の名義人 (住所)
☐ 相続人 (被相続人:)
☐ その他 () (氏名)

実印

- ※ 【 】内の該当する項目に○を入れてください。
※ 押印者につきましては、印鑑証明書を添付してください。
※ 担保提供者、不動産等の名義人、相続人が複数存在する場合は、その中で抹消書類を受領する方1名が記入、押印してください。
※ 抹消書類を受領する方が相続人の場合は、被相続人との関係がわかる資料(写し)を添付してください。

-----協 会 使 用 欄-----

【顧客番号】()
【債務者名】()

印 鑑 照 合	
主管者	担当者

<備考> ※ 担保品受領書の記入者が「その他」の場合等に理由を記入する。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
債務者又は設定者

地 目 変 更
開 発 許 可 に係る承諾書発行申請書
農 地 転 用

今般、私は下記理由により 申請をする予定ですが、この申請には
貴協会の承諾が必要です。つきましては、別添の承諾書を発行くださるよう申請
いたします。

記

1. 理由

2. 物件の表示

金融機関 担当役席 御中

兵庫県信用保証協会

担保提供意思確認のお願い

平素は信用保証業務につき格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび貴店に引き受けていただいた協会担保設定手続きについて、誠にお手数ですが、担保提供者に対する意思確認をお願いいたします。

つきましては、別添の協会所定「担保提供意思確認書」および「個人情報の取扱いに関する同意書」に担保提供者の署名・捺印をしていただき、貴店において以下の意思確認記録に必要事項を記録のうえ、担保提供者の印鑑登録証明書を添付して直ちに返送してください。

意思確認記録

被保証人		
確認相手		
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
場 所	1. 金融機関 2. 自 宅 3. 勤務先 4. その他 ()	
天 候	1. 晴 2. 雨 3. 曇 4. その他 ()	
同席者 ※金融機関職 員を除く	氏名 () 生年月日 年 月 日 確認相手との関係 ()	
	氏名 () 生年月日 年 月 日 確認相手との関係 ()	
相 手 の 確認方法	1. 生年月日 2. 運転免許証 3. その他 ()	
確認内容	1. 借入人(被保証人)名 2. 申込金額 3. 根抵当権設定額 4. 物件所在地 5. その他 ()	
特記事項		
金融機関 担当者名		

上記のとおり、担保提供者に対し、意思確認を行いました。

金融機関名

代 表 者 名

印

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

金融機関 担当役席 御中

兵庫県信用保証協会

担保提供意思確認のお願い

平素は信用保証業務につき格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび貴店に引き受けていただいた協会担保設定手続きについて、誠にお手数ですが、担保提供者に対する意思確認をお願いいたします。

つきましては、別添の協会所定意思確認書に担保提供者の署名・捺印をしていただき、貴店において以下の意思確認記録に必要な事項を記録のうえ、直ちに返送してください。

意 思 確 認 記 録

申込人		
確認相手		
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
場 所	1. 金融機関 2. 自 宅 3. 勤務先 4. その他 ()	
天 候	1. 晴 2. 雨 3. 曇 4. その他 ()	
同席者 ※金融機関職員を除く	氏名 () 生年月日 年 月 日 確認相手との関係 ()	
	氏名 () 生年月日 年 月 日 確認相手との関係 ()	
相 手 の 確認方法	1. 生年月日 2. 運転免許証 3. その他 ()	
確認内容	1. 借入人名 2. 申込金額 3. 抵当権設定額 4. 物件所在地 5. その他 ()	
特記事項		
金融機関 担当者名		

上記のとおり、担保提供者に対し、意思確認を行いました。

金融機関名

代 表 者 名

【協会使用欄】

口座番号：

保証番号：

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属

担当者

電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、貴協会と債務者 様との信用保証委託契約によるいっさいの債権を担保するため、
下記物件に極度額 円也の根抵当権を設定します。なお、私は、この根抵当権が現在の保証付
借入金および今後発生する保証付借入金のすべてを担保することを確認します。

所在地 _____ の土地外 筆

所在地 _____ の建物外 筆

住 所	TEL () -		
氏 名	実印		
勤務先名	1. 自営 2. 勤務		
勤務先住所	TEL () -		

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

（信用保証の委託）

第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をするにあたって、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。

2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとし、

3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証者に記載されたとおりとします。

4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1)委託者の財産および収支の状況

(2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

(3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

（信用保証料等）

第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。

2. 前項により支払いをした信用保証料は、進算の場合を除き、返戻を求めません。

3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失う時から起算し金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にあつての借入について期限の利益を失うたときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

（反社会的勢力の排除）

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊犯罪系暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)虚偽を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

（担保）

第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。

2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。

3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

（家賃債の事前行使）

第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。

(1)仮差押、強制執行もしくは担保債の実行としての親売の申立を受けたとき、仮登記担保債の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。

(2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。

(3)手形交換所または電子債記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(4)担保物件が滅失したとき。

(5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。

(7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。

(9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

（代位弁済）

第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をしなくても弁済することができるものとします。

2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

（求償権の範囲）

第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

（弁済の充当順序等）

第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。

2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるものとします。

3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。

4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者の契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

（調査および報告）

第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。

2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む）または保証人の財務状況や事業内容を示す役員申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。

4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。

5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍簿本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合合寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。

6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。

7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

（成年後見人等の届出）

第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

2. 委託者または保証人について任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

4. 前3項の事項に変更等が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

（公正証書の作成）

第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかゝる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

（費用の負担）

第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

（連帯保証人）

第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。

3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。

4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかゝる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。

(1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。

(2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。

(3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。

5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。

6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。

7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。

(1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれに準ずる者

(2)委託者が法人である場合の次に掲げる者

イ 委託者の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる）株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者

ロ 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者

(3)委託者（法人を除く）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に限りあつてもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

（代位取得の手形等）

第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

（管轄裁判所の合意）

第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とするに合意します。

（情報の授受）

第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。

(1)貴協会以外の信用保証協会

(2)債権回収会社

(3)一般社団法人CRD協会

(4)中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関

(5)中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等

(6)貴協会に対して損失補償を行う機関

(7)一般社団法人全国信用保証協会連合会

(8)貴協会が出資する会社等

(9)中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

（契約の変更）

第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属

担当者

電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、債務者 様（以下、「甲」という。）が から融資を受けるにあたり、貴協会と 年 月 日付で締結した信用保証委託契約に基づく一切の債権を担保するため、下記物件に債権額金 円の抵当権を設定します。

所在地 _____ の土地外 筆

所在地 _____ の建物外 筆

住 所

TEL () -

氏 名

実印

勤務先名

1. 自営 2. 勤務

勤務先住所

TEL () -

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

(信用保証の委託)

第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をすににあつて、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。

2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。

3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。

4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1)委託者の財産および収支の状況

(2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

(3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。

2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。

3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。))に比し、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかる借入について期限の利益をそう失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。

2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。

3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。

(1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。

(2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。

(3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(4)担保物件が滅失したとき。

(5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。

(7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと(4)が判明したとき。

(8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。

(9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるものとします。

2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に關しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延のできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。

2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いづれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。

3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。

4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。))を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。

2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。

4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。

5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。

6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。

7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他の必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様し、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他の必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくはは処分に関連した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。

3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。

4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。

(1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。

(2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部につき貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。

(3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。

5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。

6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。

7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人として掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。

(1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者

(2)委託者が法人である場合の次に掲げる者

イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる)株式についての議決権を除く。以下同じ。)

ロ. 過半数を有する者

ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者

3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に譲りあつたもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。

(1)貴協会以外の信用保証協会

(2)債権回収会社

(3)一般社団法人CRD協会

(4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関

(5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等

(6)貴協会に対して損失補償を行う機関

(7)一般社団法人全国信用保証協会連合会

(8)貴協会が出資する会社等

(9)中小企業活性化協議会、事業継承・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属

担当者

電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、貴協会と債務者 様との信用保証委託契約によるいっさいの債権を担保するため、 年 月 日付設定の根抵当権（極度額 円）を設定していますが、今般、下記物件を追加担保設定することを確認します。

【追加物件】

所在地 _____ の土地外 筆

所在地 _____ の建物外 筆

住 所

TEL () -

氏 名

実印

勤務先名

1. 自営 2. 勤務

勤務先住所

TEL () -

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあたって、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に比じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかる借入について期限の利益をそう失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
 - (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
 - (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)担保物件が滅失したとき。
 - (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
 - (7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと(4)が判明したとき。
 - (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
 - (9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に關しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会の第6条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延のできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にして、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくはは処分に関連した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
 - (2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部につき貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。
 - (3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会(全国銀行協会事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
 - (2)委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
ロ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
 - (3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に添りがあつもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の形手等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した形手または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1)貴協会以外の信用保証協会
 - (2)債権回収会社
 - (3)一般社団法人CRD協会
 - (4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
 - (5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
 - (6)貴協会に対して損失補償を行う機関
 - (7)一般社団法人全国信用保証協会連合会
 - (8)貴協会が出資する会社等
 - (9)中小企業活性化協議会、事業継承・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属
担当者
電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、貴協会と債務者 様との信用保証委託契約によるいっさいの債権を担保するため、下記物件に 年 月 日付設定の根抵当権（極度額 円）を設定していますが、今般、根抵当権極度額を 円に増額することを確認します。

【既設定物件】

所在地 _____ の土地外 筆

所在地 _____ の建物外 筆

住 所	TEL () -	
氏 名	実印	
勤務先名	1. 自営 2. 勤務	
勤務先住所	TEL () -	

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあたって、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期原の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に比し、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかる借入について期限の利益をそう失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
 - (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
 - (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)担保物件が滅失したとき。
 - (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
2. 前項変更の届出を要するなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと(4)が判明したとき。
- (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に關しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延のことができなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくはは処分に関連した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
 - (2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部につき貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有して一切の権利を行うことができます。
 - (3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人として次の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
 - (2)委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる)株式についての議決権を除く。以下同じ。の過半数を有する者
- ロ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者がある場合における当該他の株式会社の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に譲りあつたもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の形手等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した形手または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1)貴協会以外の信用保証協会
 - (2)債権回収会社
 - (3)一般社団法人CRD協会
 - (4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
 - (5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
 - (6)貴協会に対して損失補償を行う機関
 - (7)一般社団法人全国信用保証協会連合会
 - (8)貴協会が出資する会社等
 - (9)中小企業活性化協議会、事業継承・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属

担当者

電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、貴協会と債務者 様との信用保証委託契約によるいっさいの債権を担保するため、 年 月 日付設定の根抵当権(極度増額 円)を設定していますが、今般、下記物件を追加担保設定するとともに、根抵当権極度増額を 円に増額することを確認します。

【追加物件】

所在地 _____ の土地外 筆

所在地 _____ の建物外 筆

住 所	TEL () -		
氏 名	実印		
勤務先名		1. 自営	2. 勤務
勤務先住所	TEL () -		

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をすにあって、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期原の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に比し、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかる借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
 - (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
 - (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)担保物件が滅失したとき。
 - (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
2. 前項変更の届出を要するなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に關しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会の第6条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延のできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。)による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様し、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくはは処分に関連した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
 - (2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部につき貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。
 - (3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。)に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人として掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
 - (2)委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
ロ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者がある場合における当該他の株式会社の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
 - (3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に譲りあつたもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1)貴協会以外の信用保証協会
 - (2)債権回収会社
 - (3)一般社団法人CRD協会
 - (4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
 - (5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
 - (6)貴協会に対して損失補償を行う機関
 - (7)一般社団法人全国信用保証協会連合会
 - (8)貴協会が出資する会社等
 - (9)中小企業活性化協議会、事業継承・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

年 月 日

〒

様

兵庫県信用保証協会

所 属

担当者

電 話

担保提供のご意思について

貴方の担保提供のご意思について照会いたします。たいへん重要なことですから、内容を十分に確認のうえ、下記の担保提供意思確認書に必要事項を記入し、実印を捺印して、すみやかに返送してください。

※印鑑証明書・個人情報の取扱いに関する同意書を1通添付してください。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

担保提供意思確認書

私は、貴協会と債務者 様との信用保証委託契約によるいっさいの債権を担保するため、 年 月 日付設定の根抵当権（極度額 円）を設定していますが、今般、下記のとおり債務者を変更することを確認します。

変更前債務者 様

変更後債務者 様

住 所	TEL () -		
氏 名	実印		
勤務先名		1. 自営	2. 勤務
勤務先住所	TEL () -		

【協会使用欄】

顧客番号：

保証番号：

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入事項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあたって、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入事項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返還を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期原の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に比し、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかる借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての破産の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
 - (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
 - (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)担保物件が滅失したとき。
 - (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
 - (7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
 - (9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をなくとも弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に關しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延のできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様し、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくはは処分に関連した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
 - (2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部につき貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有して一切の権利を行うことができます。
 - (3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人として掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
 - (2)委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ. 委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除く。以下同じ。))の過半数を有する者
ロ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ハ. 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ニ. 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
 - (3)委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

8. 前項に添りがあつもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合には、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関と間で授受することに同意します。
- (1)貴協会以外の信用保証協会
 - (2)債権回収会社
 - (3)一般社団法人CRD協会
 - (4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
 - (5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
 - (6)貴協会に対して損失補償を行う機関
 - (7)一般社団法人全国信用保証協会連合会
 - (8)貴協会が出資する会社等
 - (9)中小企業活性化協議会、事業継承・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

※上記の信用保証委託契約条項は、令和6年6月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載したものです。

なお、適用される信用保証委託契約条項は、債務者様が締結した信用保証委託契約条項となります。

保証条件変更申込書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

次のとおり保証条件の変更をお願いします。その他の条件は従前のとおりとします。

申 込 人	フリガナ	本 社	〒 住 ()
	法 人 名	または	
	フリガナ	住 所	
	氏 名 又は 代表者名	営業所	〒 住 ()
	フリガナ	または	
	商 号 (個人の方のみ記入)	工場等	
	資 本 金	円	常用(役員・家族除く) 名
	主たる業種	従 業 員	常用(役員・家族) 名
	従たる業種		臨時(パート含む) 名
	許 認 可 等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)	

協会顧客番号		※協会顧客番号や保証番号等は、金融機関でご記入ください。		
保 証 明 細	① 保証番号	※団信継続希望欄は、現在「保証協会団信」にご加入されている方のみ、ご記入ください。		
	当初借入額	円	借入残高	
	円	団信継続希望	1. 無 2. 有	
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他		
	② 保証番号			
	当初借入額	円	借入残高	
	円	団信継続希望	1. 無 2. 有	
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他		
	③ 保証番号			
	当初借入額	円	借入残高	
	円	団信継続希望	1. 無 2. 有	
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他		
	④ 保証番号			
	当初借入額	円	借入残高	
	円	団信継続希望	1. 無 2. 有	
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他		

変 更 理 由	※「期間延長/返済方法変更」の場合、該当する理由を○で囲んでください。			
	1. 売上利益減少 2. 回収長期化 3. 焦付発生 4. 借入負担大 5. 代表者(本人)の病気、事故 6. 休廃業 7. 不動産売却による内入 8. 業況改善による返済増額 9. その他			

※根保証であっても、今回確定する場合および既に確定している場合は、「4 期間延長・返済方法」へご記入ください。

1 根 保 証 変 更	該 当 証 番 号	変更項目		変更後	該 当 証 番 号	変更項目		変更後
		極 度 額 変 更	有・無			極 度 額 変 更	有・無	
	① ②	期間短縮・延長	有・無	年 月 日	① ②	期間短縮・延長	有・無	年 月 日
	③ ④	返済方法変更	有・無	随時并済・約定并済	③ ④	返済方法変更	有・無	随時并済・約定并済

※債務引受人が2人以上の場合は、次の追加する連帯保証人の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

2 債 務 引 受	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 追加する連帯保証人欄として使用する。			
	種類	免責的	併存的	理由	1. 共同相続 2. 単独相続 3. 法人成り 4. 個人成り 5. 会社分割 6. その他					
	申込人間係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()								
	氏名(又は法人名)	フリガナ					生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 - フリガナ								
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円		
保有資産状況	所有不動産	所在地					土地	m ²	時価合計	百万円
	1 無 2 有						建物	m ²	預金その他 負債残高	百万円 百万円

※追加する連帯保証人が3人以上の場合は、債務引受の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

3 連 帯 保 証 人	追加する連帯保証人明細									
	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。			
	申込人間係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()								
	氏名(又は法人名)	フリガナ					生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 - フリガナ								
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円		
保有資産状況	所有不動産	所在地					土地	m ²	時価合計	百万円
	1 無 2 有						建物	m ²	預金その他 負債残高	百万円 百万円
変 更 人	該当保証番号		①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。			
	申込人間係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()								
	氏名(又は法人名)	フリガナ					生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 - フリガナ								
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()					年収	百万円		
	保有資産状況	所有不動産	所在地					土地	m ²	時価合計
更 新	解除する連帯保証人									
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)				
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)				
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)				

4 期 周 延 長 返 済 方 法 変 更	① 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
	変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円		
			年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円		
	初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末			
	2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。											
	3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
	1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
	② 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
	変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円		
			年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円		
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												
③ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円												
変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円			
		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円			
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												
④ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円												
変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円			
		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎	円			
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												

5 担 保 変 更 ／ 6 振 出 人 変 更 ・ そ の 他	該当保証番号		該当担保番号								
	① ② ③ ④										
	変更事項	担保	差替	追加	解除	順位	所有者	地番、面積	極度額	配分特約	その他
		振出人変更	差替	追加	解除	限度変更	その他				
	その他の変更及び具体的内容										

保証条件変更依頼書

兵庫県信用保証協会 行

前述の申出について、適当と認めますので、保証条件の変更を依頼します。

令和 年 月 日
西暦

金融機関	本・支店名	金融機関コード							代理貸
	代表者名	電話番号	() -						
		FAX番号	() -						
		担当部署・担当者							
		不在時連絡者							
		変更予定日	年 月 日						

協会顧客番号		申込 人	フリガナ
--------	--	------	------

申込 人 営 業 状 況 ・ 金 融 機 関 所 見	1. 営業中 2. 転業 () 3. 休廃業 4. 行方不明 (個人)	
	1. 営業中 (最近 6 か月間の平均月商 千円) 2. 休廃業 (本人又は代表者の年収 千円)	
	申込人 (代表者) の事業経験・業界知識 1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	所見
	事業の将来性 1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退	
	申込人 (代表者) の計数観念 (決算・業績把握程度) 1 十分に有 2 普通 3 やや不足している	
	立地条件 (商業・サービス業)、取引先状況 (製造業ほか) 1 良好 2 普通 3 不良	
	今期中の焦付 1 発生していない 2 発生した (相手先 千円)	

当 店 と の 取 引 状 況	年 月 日 現在の残高		現在元金返済額/月		保 全 状 況	
	当座	融 資	プロパー貸付		不動産	
	千円		千円	千円	千円	
	普通		保証協会付		預金	
	千円		千円	千円	千円	
	定期性		プロパー割引		その他	
	千円	千円		千円		
その他	保証協会付割引		合計			
千円		千円		千円		
合計		その他				
千円		千円	千円			

※事故報告提出先で、変更内容が「期間延長/返済方法変更」に該当し、前回条件変更（「期間延長/返済方法変更」）以降のプロパー貸付への返済に約定返済以外が含まれている場合には、その理由を次から選択してください。

1. 担保処分	3. その他 (具体的内容)
2. 預金担保解約	

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他 ()	

資格要件申告欄

当座貸越(貸付専用型)根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当_____として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 当_____との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越(貸付専用型)根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以上

保証人付票（追加・変更用）

兵庫県信用保証協会 御中

申込人

私の平成 年 月 日付 { 信用保証委託申込書
保証条件変更申込書 } について、連帯保証人を下記のとおり
届けます。

連帯保証人へ了解を得て記入してください	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 (才)	大・昭・平 年 月 日 (才)	大・昭・平 年 月 日 (才)
	住 所			
		TEL — —	TEL — —	TEL — —
	申込人との関係			
	※職業・勤務先	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —	1. 自営(業) 2. 勤務(勤務先所在地) TEL — —
収 入	年収 万円	年収 万円	年収 万円	
※資産状況等	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	所有不動産 1. 有 2. 無 所在地 土地 m ² 建物 m ² 合計時価 万円	

※新たに追加、または、変更により加わる方について記入してください。

経営改善計画書

(別紙2)

年 月 日 策定

事業者名

1. 経営の現状と取り組み

(1)返済軽減申請に至った原因

(2)今後、取り組む事項

2. 収支実績及び見込み

(金額単位:千円)

項 目	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	減価償却費
今年度見込み 年 月期					
翌年度見込み 年 月期					

3. 既往の借入金状況(現在残高のある借入金の全てを記載願います。)

(金額単位:千円)

金融機関名	始期	終期	現在残高(A)	月返済額(ア)	見直し後の月返済額(イ)
当該金融機関 プロパー借入金	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
当該金融機関 保証付借入金	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
その他の金融機関借入金					
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
	/	/			
合 計					

4. 保有不動産の状況(不動産・有価証券:法人の場合は代表者を含む)

(金額単位:千円)

資産の内容	所在地・銘柄	数量・㎡	時価	担保設定・有無	所有者

資金繰り表

事業者名

年 月 日策定

(金額単位:千円)

科 目		年 月 (実績)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)	年 月 (予定)
前月繰越	現金残高(A)							
経常収支	収入	売掛金回収						
		受取手形期日入金						
		雑収入						
		合 計						
	支出	買掛金支払						
		支払手形決済						
		販管費支払						
		借入利息支払						
		合 計						
	収支過不足(B)							
固定資産関係の収支	収入	設備売却収入						
		合 計						
	支出	設備代支払						
		税金						
		合 計						
	収支過不足(C)							
財務関係の収支	収入	借入金						
		手形割引						
		合 計						
	支出	借入金返済						
		合 計						
	収支過不足(D)							
収支過不足合計(E)=(B)+(C)+(D)								
翌月繰越	現金残高(A)+(E)							
	受取手形残高							
	支払手形残高							
参 考 事 項								

事業者名

(金額単位:千円)

87

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
新委託者（相続人）



住 所
旧委託者（被相続人）

住 所
連 帯 保 証 人



住 所
連 帯 保 証 人



住 所
新連帯保証人



貴協会の信用保証に基づき旧委託者が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 年 月 日付信用保証委託契約書（以下「原契約」といいます。）に関し、 年 月 日旧委託者が死亡したことにより、新委託者が相続により旧委託者の原契約上の地位を承継したことに伴い、新委託者および保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

- 第1条 新委託者は旧委託者に替わって委託者となり、新委託者は旧委託者が原契約に基づいて負担していた一切の債務を承継し履行の責を負うとともに、今後原契約から生じる一切の債務について履行の責を負うことを確約します。
- 第2条 連帯保証人は、前条の委託者の交替を異議なく承認し、原契約から生じる一切の債務について、引き続き新委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第3条 新連帯保証人は、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、新たに新委託者の保証人となり、本契約および原契約から生じる一切の債務について、新委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第4条 新委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。
- 第5条 新委託者は、新連帯保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、新連帯保証人は、新委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)新委託者の財産および収支の状況
- (2)貴協会に対する原契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「原契約から生じる債務」と総称します。）以外に新委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3)新委託者が原契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 第6条 新連帯保証人は、貴協会が変更を承諾した日（以下「本変更契約成立日」といいます。）までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本変更契約成立日において、新連帯保証人が新委託者と共同して事業を行う者または新委託者が行う事業に現に従事している新委託者の配偶者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、新連帯保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。
- 第7条 本契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。ただし、原契約あるいは原契約について委託者または保証人を加入させる契約（以下「既存契約」といいます。）により保証人となった者には、裏面記載の第1条第5項、第13条第7項および同条第8項を適用しないものとし、令和2年3月31日以前に成立した既存契約により保証人となった者（以下「改正前保証人」といいます。）にはこれらの条項に加え、第8条第4項を適用しないものとします。また、新委託者には裏面記載の第1条第5項を適用しないものとし、旧委託者が令和2年3月31日以前に成立した既存契約により委託者となった場合には、第1条第5項に加え、改正前保証人との間に限り第8条第4項を適用しないものとします。
- 第8条 本契約は貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとします。

記

信用保証委託契約書第1条の借入金の明細

借 入 日 年 月 日
借入金額 金 円也
金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です（未提出の場合）。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすにたあて、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払をした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合振興会、社会連動等構成員または暴力団関係企業等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関係している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、虚説を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは担保の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、競売手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全手続を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録簿の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にも基づく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知催告をなくとも弁済を行うことができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこの期に対する弁済の日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することができるとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第1号から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成消滅、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者と契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免费的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む。）または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿書類等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総覧等名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書を交付申請および受領することとします。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づいて「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合でも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 保証人に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任は変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国経営者保証会および日本商工会議事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合は、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思表明公正証書を出さないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に既に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準ずる者または不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所が管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保証に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して過失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
新 委 託 者住 所
旧 委 託 者
兼新連帯保証人住 所
連 帯 保 証 人住 所
連 帯 保 証 人住 所
新連帯保証人

- 第1条 新委託者は、貴協会が旧委託者との 年 月 日付信用保証委託契約（以下原契約という）に基づき保証された下記債務を引受け、旧委託者に代わりその債権履行の責を負うこととなるにつき、原契約についても各条項を承認のうえ旧委託者に代わり委託者となり、旧委託者の原契約に基づく貴協会に対する一切の債務を継承することを確約します。
- 第2条 旧委託者は、原契約上の委託者の地位から脱退し、新委託者が原契約の各条項を承認のうえ、原契約上の委託者の地位を承継します。
- 第3条 連帯保証人は、上記委託者の交替を承認のうえ、本契約および原契約から生じる一切の債務について、引き続き新委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第4条 新連帯保証人は、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、新たに新委託者の保証人となり、本契約および原契約から生じる一切の債務について、新委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第5条 新委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。
- 第6条 新委託者は、新連帯保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、新連帯保証人は、新委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)新委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する原契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「原契約から生じる債務」と総称します。）以外に新委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)新委託者が原契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 第7条 新連帯保証人は、貴協会が変更を承諾した日（以下「本変更契約成立日」といいます。）までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本変更契約成立日において、新連帯保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、新連帯保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。
- (1)新委託者の理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
 - (2)次に掲げる者
 - イ、新委託者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
 - ロ、新委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ハ、新委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ニ、株式会社以外の法人が新委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- 第8条 本契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。ただし、新委託者には裏面記載の第1条第5項を適用しないものとします。また、原契約あるいは原契約について保証人を加入させる契約（以下「既存契約」といいます。）により保証人となった者には、裏面記載の第1条第5項、第13条第7項および同条第8項を適用しないものとし、令和2年3月31日以前に成立した既存契約により保証人となった者にはこれらの条項に加え、第8条第4項を適用しないものとします。
- 第9条 本契約は貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとします。

記

借 入 日 年 月 日

借入金額 金 円也

金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です（未提出の場合）。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすにたあて、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経て、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通念等に基づき暴力団員等とみなされる者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関係している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、虚説を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは担保の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会が第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、競売手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録簿の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にも基づく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知催告をなくとも弁済を行うことができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することができるとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第1号から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成消滅、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免费的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む。）または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿書類等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総覧等名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づいて「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合でも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合には、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは任意後見事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前生じた書害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 保証人に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任は変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係は次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全額について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国経営者保証会および日本商工会議が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容をきむ、以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣言公正証書を出さないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準ずる限りは不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本店）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その管轄裁判所が管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して過失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
委 託 者

実印

住 所
新連帯保証人

実印

住 所
新連帯保証人

実印

貴協会の信用保証に基づき委託者が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました
年 月 日付信用保証委託契約書（以下「原契約」といいます）上の保証人の加入に関し、委託者および保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 この契約により原契約上の保証人として新たに加えた保証人は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第2条 委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。

第3条 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1)委託者の財産および収支の状況

(2)貴協会に対する原契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「原契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

(3)委託者が原契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

第4条 保証人は、貴協会が変更を承諾した日（以下「本変更契約成立日」といいます。）までに、貴協会に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本変更契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者

(2)委託者が法人である場合の次に掲げる者

イ、委託者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者

ロ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者

(3)委託者（法人を除く）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

第5条 この契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。

なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。

記

借入日 年 月 日

借入金額 金 円也

金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です（未提出の場合）。

※借入金額は、根保証の場合は「極度額金 円也」と記入してください。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすにたあて、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経て、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払をした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済期日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合型等、社会通念等に基づき暴力団員等とみなされる者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関係している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、虚説を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは担保の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会が第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、競売手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全手続を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録簿の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にも基づく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知催告をなくとも弁済を行うことができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびその権利に対する弁済の日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することができるとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第1号から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成消滅、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者と契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免费的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む。）または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿書類等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総額名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づいて「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合でも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様で、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは開始事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 保証人に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任は変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係は次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全額について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国経営者保証会および日本商工会議が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思表明公正証書を出さないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社所有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が所有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に既に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準ずる者または不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所が管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して過失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

(保証人脱退用)

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
債 務 者



住 所
連 帯 保 証 人



住 所
連 帯 保 証 人 (脱退)



住 所
連 帯 保 証 人 (脱退)



第1条 連帯保証人 は、債務者が貴協会との間で締結した 年 月 日
付信用保証委託契約（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、
貴協会の承諾を得て免れます。

第2条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

記

借 入 日 年 月 日
借入金額 金 円也
金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要
です（未提出の場合）。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすにたあて、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経て、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払をした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終弁済日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合振興会、社会運動等標榜・提携した団体（その他暴力団等）若しくはこれらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関係している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、偽装を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは担保の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会が第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、競売手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全手続を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録簿の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にも基づく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知催告をなくとも弁済を行うことができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびその弁済に要した費用の合計額に相当する額の割合に相当する損害金ならびに遅延することのなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することができるとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成消滅、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が及ぶものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免费的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む。）または保証人の財務状況や事業内容を示す財務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿書類等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総括名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づいて「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合でも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは開始事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前には生じた場合には、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 保証人に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任は変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国経営者保証会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容をきむ、以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思表明公正証書を出さないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社所有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が所有する場合における当該株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に既に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準じたりは不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所が管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して過失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
新 委 託 者



住 所
旧 委 託 者



住 所
連 帯 保 証 人



住 所
連 帯 保 証 人



- 第1条 新委託者は、貴協会が旧委託者との 年 月 日付信用保証委託契約（以下「原契約」といいます。）に基づき保証された下記債務を引受け、旧委託者に替わりその債務履行の責を負うこととなるにつき、原契約についても各条項を承認のうえ旧委託者に替わり委託者となり、旧委託者の原契約に基づく貴協会に対する一切の債務を継承することを確約します。
- 第2条 旧委託者は、原契約上の委託者の地位から脱退し、新委託者が原契約の各条項を承認のうえ、原契約上の委託者の地位を承継します。
- 第3条 連帯保証人は、上記委託者の交替を承認のうえ、本契約および原契約から生じる一切の債務について、引き続き新委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第4条 本契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。ただし、新委託者には裏面記載の第1条第5項を適用しないものとします。また、原契約あるいは原契約について保証人を加入させる契約（以下「既存契約」といいます。）により保証人となった者には、裏面記載の第1条第5項、第13条第7項および同条第8項を適用しないものとし、令和2年3月31日以前に成立した既存契約により保証人となった者にはこれらの条項に加え、第8条第4項を適用しないものとします。
- 第5条 本契約は貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとします。

記

借入日 年 月 日
借入金額 金 円也
金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です（未提出の場合）。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすにたあて、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経て、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者の財産および取支の状況
- (2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3) 委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払をした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失った時から起算し、金融機関所定の最終返済日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の保証にかかっている借入について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合振興会、社会運動等組織に加入した者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関係している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、虚説を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは担保の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮差押担保権の実行通知が到達したとき、競売手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全手続を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録簿の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (7) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にも基づく表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8) 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知催告をなくとも弁済を行うことができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、充当することができるとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が相当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるとします。
3. 本契約から生じる債務について第1号から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成消滅、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対して、その効力が生じるとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務（保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免费的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む。）または保証人の財務状況や事業内容を示す財務報告書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。

3. 前項のほか、財産、経営、業績等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿書類等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍簿、改製原戸籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋簿台帳等名義等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、詳細証明書を交付申請および受領することと委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づいて「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合でも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは任意後見事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前には生じた場合には、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 委託者に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等を求め、保証人の責任は変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかっている借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権を行使します。
- (2) 貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の所有していた一切の権利を行うことができます。
- (3) 保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等（以下「本件担保権」といいます。）を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国経営者保証会および日本商工会議が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に応ずるよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日までに、貴協会に対して保証意思宣言公正証書を出さないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。
- (1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
- イ、委託者の株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者
- ロ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ハ、委託者の株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が所有する場合における当該の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
- ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
- (3) 委託者（法人を除く。）と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に既に従事している委託者の配偶者
8. 前項に準ずる者または不正であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所が管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関等と授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人CRD協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して過失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

「保証協会団信」加入意思確認書(条件変更・変更届用)

前代表者が保証協会団信に加入されていた場合のみ、記入のうえ提出して下さい。

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

保証申込人 _____

私は、この度の条件変更申込・変更届に際し、信用保証協会団体信用生命保険制度について次のとおりとします。(いずれかに○をして下さい。)

☐

保険に
加入する。

☐

保険に
加入しません。

被保険対象者氏名



※保証申込人が法人の場合は、代表者氏名、印は個人の実印

【ご注意】

1. 前代表者が保証協会団信に加入されていない場合は、ご利用できません。
2. 融資形態、年齢、保証条件などご利用いただける方の条件が決まっています。
なお、条件を満たす方でも、生命保険会社の診査の結果、ご利用いただけない場合があります。
3. ご利用の際は、本書の所定欄にその旨をご記入してください。
4. 保証協会団信申込に関わる必要書類は、条件変更申込・変更届時に提出してください。
5. 詳しくは全国信用保証協会連合会(団信担当)又は兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。

—本書の取扱いについて—

保証協会団信は、中小企業者の皆様の万一の事故に備えた制度であり、念のため加入意思の有無を確認させていただいております。

なお、本書面は、団信に加入する、加入しないにかかわらず前代表者が保証協会団信に加入されていた場合に提出してください。

保証協会団信について

1. 目的

債務額に応じた特約料（保険料）でお客様（中小企業者の方々）の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。なお、特約料は、お客様の負担となります。

年払特約料の目安（融資金額 100 万円について）（元金均等返済、据置期間なしの場合）

＜単位：円＞

返済期間	初年度	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	合計
3 年	3,790	2,160	760	—	—	—	—	—	—	—	6,710
5 年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	—	—	10,790
7 年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	—	—	—	14,950
10 年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

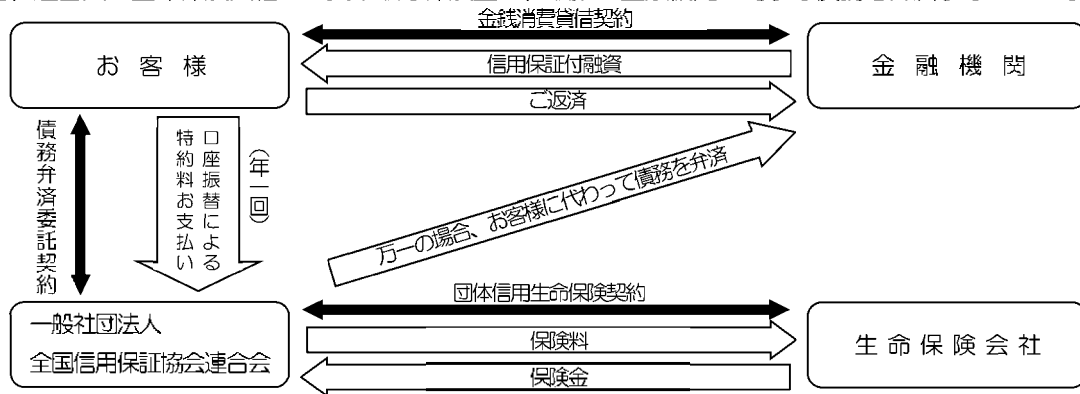
※ 上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

※ 保証協会団信から脱退した場合、またはお客様の都合で保証付融資を繰上げ返済した場合は、年払特約料の返還は行われませんので、ご注意ください。

※ 年払特約料については、改正されている場合があります。

2. 仕組み

この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が一般社団法人全国信用保証協会連合会（連合会）を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会との間で「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱い金融機関に対する債務を弁済することになります。



3. 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または「中小企業者」に該当する法人

※「中小企業者」に該当する法人

資本金（資本の額または出資の総額）または常時使用する従業員数の何れか一方が下表に該当する法人

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

4. 被保険者

次に該当する方で加入申込日現在満20歳以上満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります。）

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 「中小企業者」に該当する法人の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資

- ① 100万円以上2億円以下、証書貸付（手形貸付、手形割引は対象となりません）
- ② 融資期間1年以上

※一部の制度（根保証等）および一括払いは対象となりません。

6. 申込手続き

信用保証を申込む際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え下記の書類が必要となります。

- ① 債務弁済委託契約申込書
- ② 団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書

※保証金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。

その他詳細のお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会（団信担当）までお願いいたします。

Tel 0120-966-023 （通話料無料）

Tel 03-6823-1203

債務引受並びに事業継承者 (新債務者) 決定の誓約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
相続人



住 所
相続人



住 所
相続人



債務者(被相続人) は、貴協会との信用保証委託契約に基づき、下記のとおり借入れをしておりましたが、同人が 年 月 日死亡したことにより、相続人である私どもが債務者(被相続人)の債務を相続しました。

つきましては、相続人協議の結果、 が下記の相続債務全額を引受け、営業権も継承することになりましたのでお届けします。

なお、後日、相続人間で紛争ある場合は、私どもで解決し、貴協会にご迷惑をかけることを誓約します。

記

借入金金融機関

信用保証委託契約日	借入日	当初借入金額
年 月 日	年 月 日	円
年 月 日	年 月 日	円
年 月 日	年 月 日	円

(債務者変更・事業継承者用)

相続並びに事業継承者 (新債務者) 決定の誓約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
相続人兼
事業継承者 (新債務者)



債務者 (被相続人) は、貴協会との信用保証委託契約に基づき、下記のとおり借入れをしておりましたが、同人が 年 月 日死亡したことにより、相続人兼事業継承者 (新債務者) である私が債務者 (被相続人) の下記債務を相続し、営業権も承継することとなりましたのでお届けします。

つきましては、後日、相続人間で紛争ある場合は、私どもで解決し、貴協会にご迷惑をかけないことを誓約します。

記

借入金金融機関

信用保証委託契約日	借入日	当初借入金額
年 月 日	年 月 日	円
年 月 日	年 月 日	円
年 月 日	年 月 日	円

御中

このお知らせはお客様にお渡しください。

保証条件変更決定のお知らせ（お客様用）

当協会の信用保証をご利用いただきありがとうございます。この度の信用保証条件変更中込につきましては、以下のとおり決定いたしました。
なお、お支払いいただいた信用保証料は、繰上完済により一部を返戻することがあります。

御中		顧客番号	保証番号
条件変更番号 008	当初保証日 令和 2年 5月20日	条件変更種類 期間延長／返済方法変更	
制度 県コロナ対応全額	条件変更決定日 令和 7年 4月16日		

お支払いいただく信用保証料は以下のとおりです。取扱金融機関を経由してお支払い願います。

一括支払 47,143 円

保証料の計算式は以下のとおりです。

「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)		計算期間	分割係数	保証料額(円)
据置期間部分	24,069,000	×	0.850	×	131 / 365	= 73,426
分割返済部分	8,085,000	×	0.850	×	638 / 365 × 0.600	= 72,073
据置金額部分	15,984,000	×	0.850	×	638 / 365	= 237,482
A) 変更後保証料額						382,981
B) Aのうち、控除する額		335,838 円				

信用保証料額(A - B) 47,143円

計算期間は以下のとおりです。初日は含みません。なお、条件変更決定日から計算しています。

据置期間部分 令和 7年 4月16日 から 令和 7年 8月25日 まで

分割返済・据置金額部分 令和 7年 8月25日 から 令和 9年 5月25日 まで

担当部署 神戸事務所保証相談一課
住 所 神戸市中央区浪花町6-2-1

電話番号 078-393-3909

保証条件変更についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

担当部署 神戸事務所調整相談一課
住 所 神戸市中央区浪花町6-2-1

電話番号 078-393-3915

ホームページ <https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

兵庫県信用保証協会

変更保証書

1 / 1

御中

【 001 】

被保証人	生(設立)年月日	顧客番号	当初保証日 令和 2年 5月20日
		保証番号	条件変更番号 008
		条件変更決定日 令和 7年 4月16日	制度 県コロ対応全額
		現在貸付残高 24,069,000 円	保証割合 負担金 100 % 有
		変更実行金額 24,069,000 円	変更保証金額 変更実行金額に保証割合を乗じた金額

変 更 後 の 表 示

所定の契約証書により契約を締結すること。
変更実行金額 24,069,000 円
返済方法 元金均等
令和 7年 9月25日 から 令和 9年 4月25日 まで 1か月毎 385,000 円
令和 9年 5月25日 16,369,000 円
約定日 25日

利息（みなし利息を含む）は利息制限法に定める法定上限額の 1 / 2 の金額の範囲内とすること
以下 余白

信用保証料は以下のとおりです。		このたびの保証条件変更依頼については、以上のとおり決定致します。	
一括支払	47,143 円	責任共有保証料率	0.850 %
		保証料総額	47,143 円

「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

※ 変更手続と同時に保証料を受領してください。

(注) 本変更保証書の有効期限は、令和 7年 5月16日です。
この変更保証書は、貸付金が完済されるまで信用保証書とともに保管してください。

兵庫県信用保証協会



信用保証料送金のご依頼

金融機関コード

兵庫県信用保証協会

御中

以下のとおり、信用保証料をご送金ください。

被保証人	支払方法	信用保証料額
顧客番号	一括支払	47,143 円
保証番号		

保証料の計算式は以下のとおりです。
「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)	計算期間	分割係数	保証料額(円)
据置期間部分	24,069,000	× 0.850	× 131 / 365	=	73,126
分割返済部分	8,085,000	× 0.850	× 638 / 365	× 0.600	= 72,073
据置金額部分	15,984,000	× 0.850	× 638 / 365	=	237,482
A) 変更後保証料額					382,981
B) Aのうち、控除する額					335,838 円

信用保証料額(A－B) 47,143円

計算期間は以下のとおりです。初日は含みません。なお、条件変更決定日から計算しています。

据置期間部分 令和 7年 4月16日 から 令和 7年 8月25日 まで
分割返済・据置金額部分 令和 7年 8月25日 から 令和 9年 5月25日 まで

お願い

- 1. 信用保証料は、条件変更手続き時に徴収し、所定の信用保証料送金口座に送金してください。
- 2. 信用保証料の送金に際しては、振込依頼人名は必ず先頭に保証番号を記載し、続けて被保証人名を記載してください。当協会に送信されるデータは、保証番号からの読み込みとなっているため、保証番号以外のもの（NO等）を記載した場合、被保証人名の後に保証番号を記載した場合等は、正しく通知されませんので注意してください。
- 3. 下記「信用保証料送金通知書」については、当協会への返送の必要はありません。

信用保証料送金通知書（変更保証料用）

伝送による信用保証料送金の場合は、本通知書の返送は不要です。

兵庫県信用保証協会 行
以下のとおり、信用保証料を送金しました。

被保証人	顧客番号
振込日	R 年 月 日
受入区分	3-00
振込先金融機関名	母店
	支店
支払方法	一括支払
振込金額(円)	47,143

変更実行報告書

兵庫県信用保証協会 行

お知らせ

この実行報告書は実行されましたら
ご提出ください。

被保証人	顧客番号	金融機関コード
	保証番号	条件変更番号 008
	条件変更決定日 R07-04-16	制度 県コロ対応全額

【条件変更種類】期間延長／返済方法変更

この報告書は必要事項を記入し、以下の取扱部署宛にお送りください。

変更後内容ご記入欄

契約締結日	令和			年			月			日	変更実行金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
-------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 月末の場合は31日とご記入ください。

※ 契約締結日（書類記入日）と返済方法を変更する日（変更実行日）が異なる場合、「契約締結日」欄には変更実行日をご記入ください。

注意事項

本変更保証書の有効期限は、令和 7年 5月16日です。

変更保証書のとおりに変更したので報告いたします。

年 月 日

金融機関

(担当者 TEL)

取扱部署 保証部 保証事務課
住 所 神戸市中央区浪花町62-1

電話番号 078-393-3907

兵庫県信用保証協会

事故報告書(新規・再報告)

令和
西暦

年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

金融機関 コード	—	代理貸
-------------	---	-----

次のような事故事由が発生しましたので、
約定書第9条に基づき報告します。

住所 金融機関 本・支店名 代表者名	
金融機関 担当者	電話 () —
不在時の 連絡者	FAX () —

顧客番号	
住所	本店登記地または住民票登録地 営業所または連絡先
法人名 代表者名 または氏名	

保証番号	現在残高	延滞回数	利息 徴収方法	利息徴収済日
①	千円	回	前取り 後取り	年 月 日
②	千円	回	前取り 後取り	年 月 日
③	千円	回	前取り 後取り	年 月 日
④	千円	回	前取り 後取り	年 月 日
⑤	千円	回	前取り 後取り	年 月 日
⑥	千円	回	前取り 後取り	年 月 日

*該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。

業種	現況	1. 営業中 (月商 千円)	2. 転業	3. 休業業	4. 行方不明 (個人のみ)
----	----	----------------	-------	--------	----------------

事故原因	1. 売上、受注の減少 (一般的商況不振)	4. 回収困難	7. 経営管理の放漫
	2. 売上、受注の減少 (競争激化等)	5. 事業拡大、設備投資の過大	8. 災害、事故、その他 ()
	3. 取引先の倒産	6. 金融困難	9. 不明 10. 保証人事故

1. 取引停止処分	停止日 年 月 日	11. 担保(仮)差押・競売開始(差押通知の添付により記載省略可。)	年 月 日 不動産・その他()
2. 第1回不渡	不渡日 年 月 日	名義人 被保証人・代取・その他()	
3. 分割返済不履行	不渡 金融機関 金額 (千円)	権利者	請求金額 千円
4. 割手、担手不渡		12. 期限経過	
5. 行方不明	年 月 頃から (住民票で住所異動の有無を確認してください。)	13. 債務整理委任 (弁護士通知等を添付してください。)	
6. 休業、廃業	年 月 頃から	14. 担保価値減少 (火災等により保証条件担保の価値が減少し、担保の差替・追加ができない時。)	
7. 破産	8. 民事再生	15. 病気	
9. その他の法的整理 (裁判所からの通知の添付により記載省略可。)		16. 死亡 (戸籍又は除籍謄本を添付してください。)	死亡日 年 月 日
申立日 年 月 日		17. 刑事訴追	
手続開始日 年 月 日			
事件番号 年 () 第 号			
債権届出 届出済・未届 *期間内に届出してください。			
10. 預金・債権(仮)差押(差押通知の添付により記載省略可。)	年 月 日 預金・預託金・その他()	18. 保証人事故 (預金・債権(仮)差押除く。)	事故内容()
	名義人 被保証人・代取・その他()		
	権利者 請求金額 千円		

金融機関取引状況欄 * 億店取引も記入してください。

預金・出資金明細		貸付金（割引）明細 (当協会保証口を除いて記入してください。)		延滞の有無 延滞回数または最終期日	
定期預金	千円	証書貸付	千円	無・有	回
定期積金	千円	手形貸付	千円	年	月 日
通知預金	千円	手形割引	千円	年	月 日
当座預金	千円	(内 不渡確定分)	千円		
普通預金	千円	(内 不渡見込分)	千円		
別段預金	千円	当座貸付	千円	無・有	回
出資金	千円	他協会	千円	無・有	回
その他()	千円	その他()	千円	無・有	回
合 計	千円	合 計	千円		

金融機関の担保設定状況

* 該当する項目に○をつけてください。

① 設定なし

② 保証条件の担保

③ 保証条件外の担保
(保証人の担保権を含む)

ア 不動産担保

イ 預金担保

ウ その他()

* 保証条件外の担保がある場合は 4 ページに記入してください。

* 代表者連帯保証人を記入してください。2 名以上の連帯保証人がいる場合は、3 ページに記入してください。

連 帯 保 証 人	氏名	生年月日 (. .)	債務否認	有・無	法的整理【無・有】
	住所		プロパー 貸付	千円	1. 破 産 2. 個人再生 3. その他 ()
			保証会社付 貸付	千円	申 立 日 (年 月 日) 手続開始日 (年 月 日) 事件番号 年 () 第 号
	電話	電話 () - 携帯 () -	固定預金	千円	債権届出【済・未】 * 期間内に届出してください。
	勤務先または連絡先	電話 () -	流動性預金	千円	

被保証人（代表者含む）の資産

督促状況	金融機関所見
* 該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。	* 該当する項目に○をつけてください。
電話督促 未・済・連絡不可	1. 完済見込（預金相殺や担保処分により完済が可能）
文書督促 未・済 (回)	2. 約定償還可能見込（督促により約定通りの償還が見込める）
訪問 未・済 (回)	3. 条件変更見込（期間延長や返済方法変更により償還が見込める）
面談 可・不可	4. 代弁請求見込（返済が見込めず代弁請求したい）
最終接触日 年 月 日	5. 静観（督促を強化し、推移を見たうえで方針を決めたい）

金融機関所見補足

(事故に至った経緯)

(被保証人等の状況／督促状況／金融機関の今後の方針等)

保証割引（担保）手形・売掛債権担保、2名以上の連帯保証人、条件外担保がある
 場合等をご記入ください。

保証割引（担保）手形・売掛債権担保の明細（流動資産担保融資保証の担保手形・担保売掛債権を含みます。）

保証口No	①	②	③	④	⑤	⑥	*左記の保証口Noは、1ページの保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。					
振出人 (売掛先名)	本社所在地					支払期日 (回収期日)	手形金額 (売掛債権額)	割引日 (貸出日)	落込見込 (回収見込)			
1						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			
2						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			
3						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			
4						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			
5						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			
6						年 月 日	千円	年 月 日	有・無 (取引停止日 年 月 日)			

*以下の保証口Noは、1ページの保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。

連帯保証人（代表者を除く）が4人以上の場合は必要な箇所を記入した別紙を追加してください。

保証口No		①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥
連 帯 保 証 人	氏名 (法人名)	生年月日 (. .)						生年月日 (. .)						生年月日 (. .)					
	住所																		
	電話	電話 ()	—					電話 ()	—					電話 ()	—				
		携帯 ()	—					携帯 ()	—					携帯 ()	—				
	勤務先または連絡先	電話 () —						電話 () —						電話 () —					
	債務否認	有・無						有・無						有・無					
	関係			法的整理【無・有】						法的整理【無・有】						法的整理【無・有】			
	職業			1.破産 2.個人再生 3.その他 ()						1.破産 2.個人再生 3.その他 ()						1.破産 2.個人再生 3.その他 ()			
	プロパー 貸付	千円		申立日 (年 月 日)				千円		申立日 (年 月 日)				千円		申立日 (年 月 日)			
	保証会社付 貸付	千円		手続開始日 (年 月 日)				千円		手続開始日 (年 月 日)				千円		手続開始日 (年 月 日)			
固定預金	千円		事件番号 年 () 第 号				千円		事件番号 年 () 第 号				千円		事件番号 年 () 第 号				
流動性預金	千円		債権届出【済・未】 期間内に届出してください。				千円		債権届出【済・未】 期間内に届出してください。				千円		債権届出【済・未】 期間内に届出してください。				
(補足) 所有資産 明細 督促状況 その他	(所有資産) 無・有・不明						(所有資産) 無・有・不明						(所有資産) 無・有・不明						

保証条件外不動産担保記入欄 *貴金融機関所定の担保明細書等の写しを添付する場合は、記入を省略できます。

①	土地	筆 (延べ ㎡)	建物	棟 (延べ ㎡)	借地 (延べ ㎡)	
(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)						借地地代支払 (確認済 ・ 未確認)
評価日	年	月	評価 (時価総額)	千円	評価基準	1.路線価 2.公示価格 3.基準地価 4.その他
設定順位/額			担保余力	債務者	権利関係	
第	順位	千円	千円			

②	土地	筆 (延べ ㎡)	建物	棟 (延べ ㎡)	借地 (延べ ㎡)	
(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)						借地地代支払 (確認済 ・ 未確認)
評価日	年	月	評価 (時価総額)	千円	評価基準	1.路線価 2.公示価格 3.基準地価 4.その他
設定順位/額			担保余力	債務者	権利関係	
第	順位	千円	千円			

その他担保（入居保証金・株式・生命保険等）

〒
神戸市

御中

平成 23 年 6 月 2 日

兵庫県信用保証協会
神戸事務所 管理相談課

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町
6 2 - 1

TEL 078-393-3914
担当者

事故解除通知書

平成 23 年 5 月 17 日付で事故報告書の提出を受けた下記の被保証人について、事故事由が解消されたことにより、事故解除扱いとしましたのでご報告します。
尚、改めて事故事由が発生した場合は、事故報告書をご提出下さい。

記

顧客番号

被保証人

事故解除日 平成 23 年 6 月 2 日

事故内容 債務整理委任

保証番号

以上

被保証人名称・住所等変更届出書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

次のとおり変更がありましたので届出します。 住 所
被保証人名または
金融機関本支店名
被保証人の顧客番号を記入してください。 代表者名

顧客番号		担当者	電話番号 ()	—
被保証人 (変更前)	フリガナ 住所 フリガナ 氏名・法人名			

変更事項 (該当するものに○印を 付けてください)	変更後 (変更事項が左記1～3または5のいずれかに該当する場合は、 <u>フリガナ</u> もご記入ください)
1 氏名・法人名	
2 住 所	
3 代 表 者	
4 組 織	
5 合 併	
6 連帯保証人の死亡	
7 そ の 他 ()	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出(報告)書をご利用ください。

※保証申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

※添付書類は写でも構いません(「個人情報の取扱いに関する同意書」等を除く)。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍謄(抄)本」、法人…「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途債権移管通知書を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無)
3. 代表者	前代表者辞任、新代表者就任の確認できる「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」 「印鑑証明書(法人・新代表者)」 「個人情報の取扱いに関する同意書」等 ※必要に応じて連帯保証人変更の条件変更を行ってください。
4. 組織	「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」 ※法人成り等、債務引受が必要な場合は、条件変更の手続きを行ってください。
5. 合併	合併が記載された「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」、合併により閉鎖された「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」 ※被保証人が他の会社を吸収する場合、届出は不要です。
6. 連帯保証人の死亡	死亡された方の「除籍謄本」、「除籍がわかる戸籍謄本」又は「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」 ※「住民票(除票)」で代用することが可能な場合があります(「返済が正常に履行されており、かつ速やかに連帯保証人変更が可能である場合」等)。 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※必要に応じて連帯保証人変更の条件変更を行ってください。

協会専用欄

登 録 日		登 録 者	
-------	--	-------	--

(令和6年9月改正)

連帯保証人名称・住所等変更届出書

兵庫県信用保証協会 行

令和
西暦

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届出します。
住所
被保証人名または
金融機関本支店名
被保証人の顧客番号を記入してください。

代表者名

担当者

電話番号 () ー

被保証人		変更する連帯保証人（変更前をご記入ください）
顧客番号		フリガナ 住所
被保証人名		フリガナ 氏名・法人名

変更事項 （該当するものに○印を付けてください）	変更後（変更事項が左記1、2または4のいずれかに該当する場合は、フリガナもご記入ください）
1 氏名・法人名 2 住所 3 組織 4 合併 5 死亡 6 その他 （ ）	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出（報告）書をご利用ください。

※保証申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

※添付書類は写でも構いません（「個人情報の取扱いに関する同意書」等を除く）。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍謄（抄）本」、法人…「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途債権移管通知書を提出してください。（取扱店舗の変更 1. 有 2. 無 ）
3. 組織	「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」
4. 合併	合併が記載された「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」、合併により閉鎖された「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）」 ※連帯保証人（会社）が他の会社を吸収する場合、届出は不要です。
5. 死亡	死亡された方の「除籍謄本」、「除籍がわかる戸籍謄本」又は「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」 ※「住民票（除票）」で代用することが可能な場合があります（「返済が正常に履行されており、かつ速やかに連帯保証人変更が可能である場合」等）。 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※必要に応じて連帯保証人変更の条件変更を行って下さい。

協会専用欄

登録日		登録者	
-----	--	-----	--

（令和6年9月改正）

償 還 報 告 書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

代 表 者 名

担 当 者

電話番号() —

顧客番号	保証番号	被保証人名

当初貸付金額	償還日	償還額	償還後残高
	年 月 日		

根 保 証 期 間 確 定 報 告 書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

代表者名

担当者

電話番号 () —

下記のとおり手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証の期間が確定したので報告いたします。

顧 客 番 号	保 証 番 号	被 保 証 人 名

当初保証金額	確 定 金 額	確 定 日	割引手形・電子記録 債権 最終期日	保 証 期 日
極度額 円	円	■ ■	※ ■ ■	■ ■

(※最も遅れて到来する期日を記入してください。)

【提出および記入要領】

- ① 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で保証期日が到来し、保証対象となる割引手形又は割引電子記録債権の残高がある場合、確定日は「保証期日」、確定金額は「保証期日時点の割引手形又は割引電子記録債権の合計残高」としてください。なお、残債務については、割引手形又は割引電子記録債権の返済（落ち込み）の都度、「償還報告書」で報告してください。
- ② 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で保証期日が到来し、保証対象となる割引手形又は割引電子記録債権の残高がない場合、通常の弁済報告を行ってください。
- ③ 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で代位弁済手続きとなった場合、本報告書を提出する必要があります。確定日は「金融機関が根保証取引を終了した日（期限の利益喪失日等）」、確定金額は「確定日時点の割引手形又は割引電子記録債権の合計残高」としてください。

貸付実行日から期限の利益喪失日(最終期日経過の場合は最終期日)までに利率変更があった場合に提出願います。

貸付利率変更経過報告書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関
本・支店名

顧客番号	保証番号	債務者名

①当初利率	%	この間に利率変更があった場合 下表にご記入ください。 (②から③までの期間を記入)
②利息徴求済日時点の利率	%	
③期限の利益喪失日(最終期日経過の 場合は最終期日)時点の利率	%	

※上記②と③の間に利率変更がない場合、下表の記入は不要です。

変更利率適用日 ※新しい利率が利息計算上適用され た1日目(基準金利変更日や変更契 約日ではありません)	利率	変更理由 ※該当する番号を○で囲ってください。
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()
年 月 日	%	1. 基準金利の変更 2. 取引状況の変化 3. その他()

注① 元利均等月賦返済方式によるものは、利率変更の都度「元利均等月賦返済に係る貸付利率変更届」の提出を必要としますので、本報告は不要です。

② 自治体制度融資(固定利率)で、当初の貸付利率より引き上げた場合でも、代位弁済時の支払利息は当初の貸付利率で計算します。また、引き下げている場合は、引き下げた貸付利率で計算します。

元利均等月賦返済に係る貸付利率変更届

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

代表者名

貴協会保証付貸付利率を下記のとおり変更しましたので、変更後の償還予定表（内入明細表）を添付のうえ
お届けいたします。

債務者名

顧客番号	保証番号	保証金額	変更理由
変更前利率	変更後利率	変更年月日	

兵庫県信用保証協会御中

債權移管通知書

下記貴協会保証付債権は 年 月 日をもって 店から 店へ債権移管を行いますので、ご通知いたします。

年 月 日

金融機関名
代表者名

[illegible]

兵庫県信用保証協会御中

支店統廃合にかかる債権移管通知書

年 月 日をもって 支店を廃止し、 支店と統合します。つきましては、貴協会保証付債権を下記のとおり取扱いますので、ご通知します。

年 月 日

金融機関名
代表者名

- 1. 保証付債権のすべてを統合後の支店へ債権移管します。
 - 2. 下記保証付債権を除き、統合後の支店へ債権移管します。
- ※上記1. 2のうち該当する項目を○で囲んでください。

顧客番号	保証番号	債務者名	当初貸付金額	貸付期日	移管先支店名	移管先 金融機関コード

協会用

預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

料金等の種類		信用保証料	
電話番号			
市外局番		市内局番	
加入者番号			
委託者コード・協会保証番号 4 0 3 0 1 5 3 2 0 0			
預金者 (申込人と同一)	フリガナ		
	氏 名		
		金融機関 お届け印	

私（当社）が、兵庫県信用保証協会に支払う信用保証料については、分割とします。支払方法は、初回の支払いを除き預金口座振替によるものとし、この場合、収納代行会社三井住友カード株式会社を通じて支払いますので、下記の事項を確約のうえ依頼しますのでお届けします。

(金融機関への依頼内容)

指定預金口座	銀行 信用金庫 組 合	支 店	振 替 口 座	
			種 目	口 座 番 号
金融機関コード			1. 普 通 (総合)	
振 替 日	5 日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)		2. 当 座	

約 定

私（当社）が、兵庫県信用保証協会に支払う信用保証料については、分割とします。支払方法は、初回の支払いを除き預金口座振替によるものとし、この場合、収納代行会社三井住友カード株式会社を通じて支払いますので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

- 振替日・振替金額については、兵庫県信用保証協会が指定される振替日・振替金額とします。
- 兵庫県信用保証協会より金融機関に請求書が送付されたときは、私（当社）に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しされてもさしつかえありません。
- 預金の支払手続きについては、私（当社）が行うべき当座小切手の振出しまたは預貯金の通帳、預貯金の払い戻し請求書の提出等をしません。
- 指定預金口座の残高が振替日に振替金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく、その回の振替を取り止め請求書を返却されても異議ありません。
- 預金口座振替の取り止めまたは変更が生じたときは、直ちに兵庫県信用保証協会に通知します。なお、預金口座振替の取り止めまたは変更ができない場合は、兵庫県信用保証協会の指示に従います。
- 保証付融資について期限の利益を失ったときは、この預金口座振替依頼にかかわらず、信用保証料を一括支払いします。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、兵庫県信用保証協会、金融機関に迷惑はかけません。

金融機関確認(押切)印欄

信用保証料分割支払承認依頼書

兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

依頼人

氏 名

印

私(当社)は、このたび信用保証にかかわる以下の申込を行うにあたり、貴協会に対し支払うことになる信用保証料を以下の貴協会所定の分割支払回数割合表により分割支払したいので依頼します。

1. 信用保証委託申込書による保証申込

2. 保証条件変更申込書による期間延長返済方法変更申込

第1回目の信用保証料の支払期日は、上記1の場合は融資実行日、それ以外の場合は変更契約日とし、第2回目以降は、融資金融機関の承認を得て私(当社)の預金口座から当該金融機関所定の方法により、所定の期日に支払います。但し、保証付融資について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

なお、保証付融資について、新たな保証条件の変更を行ったときは、本依頼にもとづき承認された支払方法に関わらず、新たに決定された支払方法にて支払います。

【分割支払回数割合表】

保証料計算期間 支払回数 および 支払期日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回
	表記の 期日	基準日の 満1年後	基準日の 満2年後	基準日の 満3年後	基準日の 満4年後	基準日の 満5年後	基準日の 満6年後	基準日の 満7年後	基準日の 満8年後	基準日の 満9年後	基準日の 満10年後	基準日の 満11年後	基準日の 満12年後	基準日の 満13年後	基準日の 満14年後
2年超4年以下	2回	75%	25%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%	-%
4年超6年以下	3回	60	30	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6年超8年以下	4回	45	35	15	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8年超10年以下	5回	35	30	20	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超12年以下	6回	30	20	20	15	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-
12年超14年以下	7回	25	20	20	15	10	5	5	-	-	-	-	-	-	-
14年超16年以下	8回	20	20	15	15	10	10	5	5	-	-	-	-	-	-
16年超18年以下	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5	-	-	-	-	-
18年超20年以下	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2	-	-	-	-
20年超22年以下	11回	15	15	15	10	10	10	5	5	3	2	-	-	-	-
22年超24年以下	12回	15	15	15	10	10	10	5	5	5	3	2	-	-	-
24年超26年以下	13回	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	3	2	-	-
26年超28年以下	14回	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2	-
28年超30年以下	15回	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2

- 注意事項 ■
- ① お申込みに際し信用保証料の分割支払をご希望の場合は、すでに分割支払を承認されていてもあらためて本依頼書をご提出ください。なお、保証制度や保証料計算期間等の理由により、ご希望に添えない場合があります。
 - ② 第2回目以降の支払期日の基準日は、上記1. の場合は融資実行日、上記2. の場合は条件変更決定日となります。
 - ③ 保証料総額および支払方法等について、依頼人には「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「保証条件変更決定のお知らせ(お客様用)」、金融機関には「信用保証料送金のご依頼」に表示します。
 - ④ ⑤ の書面を発行後は、分割支払から一括支払への変更のみお取扱います。

信用保証料分割徴収承認申請書

兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 御 中

年 月 日

住 所

金融機関

印

上記依頼人にかかる信用保証料を分割徴収することを承認ください。承認の上は、第1回目の信用保証料は、上記1. の場合は融資実行日、それ以外の場合は変更契約日に徴収し、第2回目以降は所定の期日に、上記依頼人の口座から所定の方法により徴収します。但し、上記依頼人の保証付融資について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に徴収します。

協会使用欄

保証番号					

信用保証料分割支払承認依頼書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

住 所

依頼人

氏 名

印

私(当社)は、このたび当座貸越根保証にかかわる以下の申込を行うにあたり、貴協会に対し支払うことになる信用保証料を以下の貴協会所定の分割支払回数割合表により分割支払したいので依頼します。

1. 信用保証委託申込書による保証申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
2. 保証条件変更申込書による根保証変更申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
3. 保証条件変更申込書による期間延長返済方法変更申込(【分割支払回数割合表(表2)】を適用)

第1回目の信用保証料の支払期日は、上記1の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日とし、第2回目以降は、当座貸越契約締結金融機関の承認を得て私(当社)の預金口座から当該金融機関所定の方法により、所定の期日に支払います。但し、当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

なお、当座貸越契約について、新たな保証条件の変更を行ったときは、本依頼にもとづき承認された支払方法に関わらず、新たに決定された支払方法により支払います。

【分割支払回数割合表(表1)】

支払回数 および 支払期日	保証料計算期間	第1回	第2回
		表記の 期日	基準日の 満1年後
1年超2年以下	2回	50%	50%

【分割支払回数割合表(表2)】

支払回数 および 支払期日	保証料計算期間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		表記の 期日	基準日の 満1年後	基準日の 満2年後	基準日の 満3年後	基準日の 満4年後	基準日の 満5年後	基準日の 満6年後	基準日の 満7年後	基準日の 満8年後	基準日の 満9年後
2年超4年以下	2回	75%	25%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
4年超6年以下	3回	60	30	10	—	—	—	—	—	—	—
6年超8年以下	4回	45	35	15	5	—	—	—	—	—	—
8年超10年以下	5回	35	30	20	10	5	—	—	—	—	—
10年超12年以下	6回	30	20	20	15	10	5	—	—	—	—
12年超14年以下	7回	25	20	20	15	10	5	5	—	—	—
14年超16年以下	8回	20	20	15	15	10	10	5	5	—	—
16年超18年以下	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5	—
18年超	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

■ 注意事項 ■

- ① お申込みに際し信用保証料の分割支払をご希望の場合は、すでに分割支払を承認されていてもあらためて本依頼書をご提出ください。なお、保証制度や保証料計算期間等の理由により、ご希望に添えない場合があります。
- ② 第2回目以降の支払期日の基準日は、上記1. または2. の場合は当座貸越契約(変更契約)締結日、上記3. の場合は条件変更決定日となります。
- ③ 保証料総額および支払方法等について、依頼人には「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「保証条件変更決定のお知らせ(お客様用)」、金融機関には「信用保証料送金のご依頼」に表示します。
- ④ ⑤ の書面を発行後は、分割支払から一括支払への変更のみお取扱いたします。

信用保証料分割徴収承認申請書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

住 所

金融機関

印

上記依頼人にかかる信用保証料を分割徴収することを承認ください。承認の上は、第1回目の信用保証料は、上記1. の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日に徴収し、第2回目以降は所定の期日に、上記依頼人の口座から所定の方法により徴収します。但し、上記依頼人の当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に徴収します。

----- 協会使用欄 -----

保証番号					
------	--	--	--	--	--

(金融機関ご担当者の方へ) 次の事項で把握されている範囲内でご記入願います。

会社分割に係るチェック表

顧客番号			金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合 支店	
被保証人 (分割会社)					
保証番号 符号[A~]は、 報告書と合わ せる	A		無担保・有担保 (条件)	D	無担保・有担保 (条件)
	B		無担保・有担保 (条件)	E	無担保・有担保 (条件)
	C		無担保・有担保 (条件)	F	無担保・有担保 (条件)

1	分割形態	① 新設・人的	② 新設・物的
		③ 吸収・人的	④ 吸収・物的
2	保証付貸付金の承継方法	併存的 () ・ 免責的 ()	
3	保証付貸付金の承継先	被保証人 () ・ 新設会社 () 既存会社 (吸収) [保証利用: 有・無] ()	
4	保証付貸付金の状況	約定返済中 () ・ 返済方法変更中 () 事故・延滞 () ・ 代位弁済 (求償権) ()	
5	保証付貸付金の返済見込	可能 ・ 困難 ・ 不詳 (理由)	
6	プロパー貸付金の有無	無 ・ 有 (残高計 千円 / 無担保 ・ 有担保)	
7	プロパー貸付金の承継方法	併存的 (全て) ・ 免責的 (全て) ・ 併存的・免責的 (混在)	
8	プロパー貸付金の承継先	被保証人 ・ 新設会社 ・ 既存会社 (吸収)	
9	債権者異議申述の可否	可 ・ 不可 ・ 不要 (理由)	
10	債権者を害さない場合の事由		
11	債権者異議申述の期限	年 月 日 (曜日)	

12	保証付貸付金の完済の可否	可能 ・ 交渉可 ・ 不可 (交渉済) ・ 不詳 (理由・特記等:)
13	併存的債務引受への変更の可否 (免責的債務引受の場合)	可能 ・ 交渉可 ・ 不可 (交渉済) ・ 不詳 (理由・特記等:)
14	保証人追加の可否 (免責的債務引受の場合)	可能 ・ 交渉可 ・ 不可 (交渉済) ・ 不詳 (理由・特記等:)

《 以下 協会 使用 欄 》

15	債権者異議申述の依頼日	年 月 日 (氏) ・ 依頼せず
16	債権者異議申述日	年 月 日 (氏確認・ 月 日)
17	債権者異議申述に対する結果	① 弁済 ② 担保提供 ③ 財産の信託 ④ 債権者を害さないとの抗弁 ④ 他 ()
18	分割登記日	年 月 日 商業登記簿謄本等 (履歴事項全部証明書) を徴求のこと
19	分割無効の訴え	必要 ・ 不要 (理由)

年 月 日

部長 (支所長)	副部長 (副支所長)	課長	担当者

(注) 有担保、当座貸越 (カード含む)、極度保証、特定社債の場合は、別途、交渉・確認等が必要。

会社分割に係る報告書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

支店長名

<担当者名 電話 () >

貴協会保証による貸付先は、会社法で定める会社分割に基づいて行う保証付債務の承継が、
(①行なわれる ②行なわれない) ことを下記のとおり報告します。

(上記の該当する番号に○印で囲んでください)

記

1	被 保 証 人	協会顧客番号	
	法 人 名		

2	株主総会による分割計画（分割契約）承認日	年 月 日
---	----------------------	-------

3	承継する会社 ※保証利用先が吸収する場合は、分割会社を記入してください (分割形態) ① 新設・人的 ② 新設・物的 ③ 吸収・人的 ④ 吸収・物的	法人名	フリガナ (設立年月日) 年 月 日
		本 社 所在地	
		代表者氏名	フリガナ (生年月日) 年 月 日
		住 所	

信用保証書にてご確認のうえ、ご記載ください。

↑ 該当するものに○印で囲んでください

4	保証付貸付金（全部）の明細および承継の方法				
保証番号	当初貸付金 (千円)	現在残高 (千円)	承継の 有 無	承継の方法	
				併存的	免責的
A			有 ・ 無		
B			有 ・ 無		
C			有 ・ 無		
D			有 ・ 無		
E			有 ・ 無		
F			有 ・ 無		

(ご注意)

1. 新設分割の場合は、3 に承継会社として登記予定の本社所在地・代表者氏名をご記入ください。
2. 会社法に定められている「分割計画書等」の写しを添付してください。
3. 吸収分割の場合は、「承継会社の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」も添付してください。
4. 官報に「分割の公告等」がされている場合は、その写しも添付してください。

【業況報告書】

〇〇信用保証協会 御中

年 月 日

業況報告書

顧 客 番 号	
フ リ ガ ナ	
顧 客 名	

黒 字 資 産 超 過 先	該当する	直前の決算期 年 月 期
	【※選択】	

※基準月(3,9月)の末日時点において、直前の決算が「黒字資産超過先」に該当する場合は、下記の項目の報告は省略できる。

※黒字資産超過先…減価償却前経常利益が黒字かつ貸借対照表の純資産の合計がプラスである先(法人のみ)。

訪 問 記 録	【訪問回数】		回	【※選択】								
	【最終訪問日】	年 月 日										
半 期 の 月 別 売 上	4月／10月	5月／11月	6月／12月	7月／1月	8月／2月	9月／3月						
(上半期は4～9月、下半期は10～3月を記入)		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	【売上の傾向】		【※選択】									
業 況 ・ 資 金 繰 り 状 況	【※選択】											
経 営 課 題	☐ 1. 売上・販路の拡大		☐ 2. 経費の見直し・合理化		☐ 3. 新分野進出・業種転換		☐ 4. 事業承継					
	☐ 5. 人材育成		☐ 6. IT化		☐ 7. その他()				☐ 8. 特になし ※複数回答可			
当金融機関が行う経営課題への支援実施状況	【※選択】											
	[1または2の場合は、具体的内容を記載ください]											
特 筆 事 項	[最終訪問時に気付いたこと、売上の増減要因、その他特筆すべき事項]											
取 引 状 況	預金		プロパー融資				保証付融資					
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	(年 月 日 現在の残高)											

金融機関名 (支店) 担当者

電話番号 () -

代位弁済請求書

兵庫県信用保証協会 行

請求日 年 月 日

約定書第6条に基づき、次のとおり
代位弁済の請求をいたします。

住所 金融機関 本・支店名 代表者名	
担当者	
電話番号	FAX

金融機関コード	
代理貸	

被 保 証 人	顧客番号		保証番号		保証日	令和 年 月 日
	住所	電話番号			貸付日	令和 年 月 日
					貸付期日	令和 年 月 日
					利息徴求済日	年 月 日
	法人名				取引停止処分日	年 月 日
	氏名または 代表者名				期限利益喪失日	年 月 日
連絡先	電話番号			喪失事由	1. 期限経過	9. 特別清算申立
					2. 取引停止処分	10. 預金(仮)差押
					3. 履行遅延	11. 差押・競売開始
					4. 支払停止	12. 取引約定違反
					5. 破産申立	13. 保証人取引約定違反
					6. 再生申立	14. 債権保全
					7. 会社更生申立	15. 行方不明
					8. 会社整理申立	

貸付残高		円
保証割合		%
請 求 金 額	元金	円
	利息	円
	合計	円
期限時残高		円
根保証確定額		円

請求利息は、代位弁済予定日を終期 として計算してください。
貸付期限後にご請求の際は、期限時残高を記入してください。

請 求 利 息	元金	期間	日数	利率	利息金額
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円
	円	年 月 日 ~ 年 月 日	日	%	円

(保証口除く)

被 保 証 人	定期預金	円	証書貸付	円	*割引手形最終期日 年 月 日
	定期積金	円	手形貸付	円	
	通知預金	円	手形割引	円	2号不渡 有・無
	当座預金	円	(内 不渡確定分)	円	
	普通預金	円	(内 不渡見込分)	円	*独自貸普通抵当権 無・有(余力 千円)
	別段預金	円	当座貸越	円	
	出資金	円	他協会	円	
	その他()	円	保証会社 他	円	*担保手形 無・有(千円)
合計	円	合計	円		

保 証 人 等	氏名	固定性預金	流動性預金	プロパー貸付	他協会・保証会社貸付	担保
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無
		円	円	円	円	有・無

他保証人については別紙に記入してください。

説 明 書

事故原因	1. 売上・受注の減少（一般的商況不振） 2. 売上・受注の減少（競争激化等） 3. 取引先の倒産 4. 回収困難 5. 事業拡大、設備投資の過大 6. 金融困難 7. 経営管理の放漫 8. 災害・事故・その他（ ）
経過	（事故に至った経緯等）具体的に記入してください。
現況	1. 営業中（月商 千円） 2. 転業（ ） 3. 休廃業 4. 行方不明（個人）

	法的整理	債務否認/督促状況	保全措置（相殺）等
被保証人	法的整理 【有・無】 1. 破産 2. 民事再生 3. その他（ ） 申立日 （ 年 月 日） 手続開始日（ 年 月 日） 事件番号 年（ ）第 号 債権届出 【済・未】 ＊期間内に届出してください。	（債務否認）無・有	

連帯保証人	氏 名	生年月日（ . . ）	生年月日（ . . ）	生年月日（ . . ）
	現 住 所			
	電話番号	電話（ ） - 携帯（ ） -	電話（ ） - 携帯（ ） -	電話（ ） - 携帯（ ） -
	勤務先又は連絡先	電話（ ） -	電話（ ） -	電話（ ） -
	債務否認	無・有	無・有	無・有
	関 係			
	職 業			
	法的整理	法的整理 【有・無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他（ ） 申立日 （ 年 月 日） 手続開始日（ 年 月 日） 事件番号 年（ ）第 号 債権届出 【済・未】 ＊期間内に届出してください。	法的整理 【有・無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他（ ） 申立日 （ 年 月 日） 手続開始日（ 年 月 日） 事件番号 年（ ）第 号 債権届出 【済・未】 ＊期間内に届出してください。	法的整理 【有・無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他（ ） 申立日 （ 年 月 日） 手続開始日（ 年 月 日） 事件番号 年（ ）第 号 債権届出 【済・未】 ＊期間内に届出してください。
	（補足） 所有資産 明細 督促状況 その他	（所有資産） 無・有・不明	（所有資産） 無・有・不明	（所有資産） 無・有・不明

御中

令和 7 年 4 月 17 日

兵庫県信用保証協会

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町 6 2 - 1

TEL
担当者

代位弁済請求手続きのご案内

平素は当協会の保証業務について格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
下記被保証人にかかる保証債務については代位弁済を予定しておりますので、
別紙「代位弁済提出書類明細表（1）」記載の書類を提出してください。

様の件

代位弁済予定日 令和 7 年 6 月 13 日

【保証番号】

【代位弁済請求手続きにあたってのお願い】

- 以下のチェックの入った文面で通知書・催告書を直ちに発送してください。
 - ☐「令和 年 月 日を期限の利益喪失日」とした通知書を直ちに、発送してください。
 - ☐「最終期限を経過しておりますので直ちにお支払いください」とした催告書を直ちに、発送してください。
- 代位弁済請求書類を令和 年 月 日迄（必着）に協会へ送付してください。
- 担保の確定登記 担保の移転をお願いしているものについては、必ず代位弁済請求時までに確定のうえ、請求時に謄本等の資料を添付してください。
- 債権の届出 破産等の法的整理で債権の届出が必要な場合は、事前に届出をされ、請求時に写しを添付してください。

延滞利息（貸付利率）は、期限の利益喪失日もしくは最終期日の翌日から最長120日までとなっております。上記必着日までに書類の提出がない場合は、お支払いできない利息が生じますのでご注意ください。

- （注） 1. 通知書・催告書は、配達証明付内容証明郵便で発送してください。
2. 代位弁済予定月 令和 年 月
3. 代位弁済日が決定しましたら「代位弁済支払のお知らせ」の通知をいたします。

代位弁済提出書類明細表(1)

※○印が記入されている書類を、各1部ずつ保証1件ごとにまとめて提出してください。

※コピーは、印影がわかるように濃く、また、裏表そろった完全な形で、等倍にてお願いします。

※△印は、該当する書類があれば提出してください。

※債務者、保証人の預金が増減しないよう注意してください。

	証書貸付	手形貸付	手貸根保証	割引(根保証)	当座貸越	カードローン
代 位 弁 済 請 求 書	○	○	○	○	○	○
催告書、期限利益喪失通知書(写)	○	○	○	○	○	○
配達証明書、不送達封筒(開封不可)(写)	○	○	○	○	○	○
基本取引約定書 (写)	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書 (注1)(写)	○	○	○	○	○	○
印鑑届 (注1)(写)	△	△	△	△	△	△
利息入金期日照会票 (注2)	○	○	○	○	○	○
貸付利率変更経過報告書 (注3)	△	△	△	△	△	△
履歴事項全部証明書 (写)	△	△	△	△	△	△
保証書 (写)	○	○	○	○	○	○
金銭消費貸借契約証書 (写)	○					
変更契約証書 (写)	△				△	△
貸付手形 (写)		○	○			
別札保証書 (写)		△	△			
手形元帳 (注4)(写)		△				
商業手形 (写)				○		
根保証更新の念書 (写)				△		
当座貸越契約書・貸金等根保証契約書(写)					○	
カードローン契約書・貸金等根保証契約書 (写)						○
誓約書 (写)						○
借入請求書、払出請求書(注5)(写)					○	△
当座貸越元帳 (注6)(写)					○	○
指定預金口座元帳(注6)(写)					○	○
貸越残高証明書					○	○
根保証期間確定報告書			○	○	△	△

(注1) 印鑑証明書は、債務者、保証人ともに基本取引約定書締結時、貸付時、変更契約時に徴求したものがが必要です。ただし、貸付時、変更契約時に金融機関取引印(届出印)を押印している場合は、印鑑照合に使用した印鑑届が必要です。

(注2) 利息入金期日照会票とは、最終の元金残高、利息入金済日、利率が確認できる金融機関所定の個別明細照会書、取引履歴明細票等のことです。

(注3) 保証期間中に貸付利率を変更している場合に必要です(実行時から全てのものが必要)。

(注4) 手形貸付で書換え、条件変更している場合に必要です。

(注5) 最終貸越時から遡及して6か月分が必要です。

(注6) 当座貸越元帳、指定預金口座元帳は、最終貸越時から遡及して、6か月目から代位弁済までのものがが必要です。

その他の提出書類	備 考
実行伝票、預金口座元帳、資金使途の分かる出金伝票類(百万円以上のもの)※手形、小切手は両面コピー。 振込は振込伝票。設備資金は領収書等	全件 ・ 指定保証番号のみ * 預金口座元帳は貸付実行前月初めから当該融資金を使い切るまで(翌々月末日まで)
確定登記後の不動産登記簿謄本	写しでも可(共同担保の場合は、共同担保目録も添付)
競売開始決定(写)	競売申立により根抵当権を確定させた場合
債権届出書(写)	△ 債務者、保証人が破産、民事再生法、会社整理等の場合
相殺明細書	△ 事故報告書の提出後に預金減少、相殺している場合
貸金残高明細	プロパー貸付等残高のわかるもの(保証人自己債務を含む)
預金履歴・預金取引明細表、出資金わかるもの	令和 年 月～直近までの債務者・保証人のもの
金銭消費貸借契約証書等の特約書等(写)	「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る特約書等

平成 年 月 日

兵庫県信用保証協会
保証部 代位弁済課

御中

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町 6-2-1

TEL 078-393-3906

代位弁済支払のお知らせ (債権書類引渡のご依頼)

平素は当協会の保証業務について格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、下記の被保証人に係る代位弁済金のお支払いが決定しましたので、お知らせします。

被保証人名

代位弁済支払日(予定) 平成 年 月 日

代位弁済支払金額

円

計算内容については、別紙代位弁済計算書をご覧ください。

債権書類引渡日

年

月

日

午前・午後

時

分

後日の金額変更については、対応しかねる場合がございますので、特に金額をご精査の上、別紙「代位弁済提出書類明細表(2)」記載の書類を債権書類引渡日までに担当者宛、持参もしくは書留郵便でご送付ください。

代位弁済の履行は、貴方様の口座へ振込とさせていただきますので、代位弁済日にご入金をご確認願います。
(注) ご提出いただいた書類が不備の場合は、当日に代位弁済の履行ができないことがあります

別紙

《代位弁済計算書》

担当者：

平成 1年 1月10日

代弁予定日 平成23年 6月 2日

(金額単位：円)

[illegible]

(金額単位：円)

[illegible]

合計 円

(金額単位：円)

[illegible]

利息徴求済日以降に元金の変更がある場合は、元金は最終元金が表示されます。
利率の変動がある場合は、利率は表示されません。

代位弁済提出書類明細表(2)

※○印が記入されている書類を、各1部ずつ保証1件ごとにまとめて提出してください。

※△印は、該当する書類があれば提出してください。

※提出する債権書類・保証書等の鉛筆、色鉛筆でのチェックマーク等を消してください
(上記の際、印影を擦らない様にご注意下さい。)

	証書貸付	手形貸付	手形貸付 根保証	手形割引 (根保証)	当座貸越	カード ローン
代位弁済金領収証 (注1)	○	○	○	○	○	○
預金明細書		△	△	△	△	△
保証書(変更保証書含む。)	○	○	○	○	○	○
催告書、通知書	○	○	○	○	○	○
配達証明書、不送達封筒	○	○	○	○	○	○
基本取引約定書 (注2)	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○
印鑑届 (注2)	△	△	△	△	△	△
保証意思確認書	△	○	○	○	○	○
商業登記簿謄本	△	△	△	△	△	△
金銭消費貸借契約書	○					
変更契約証書	△				△	△
貸付手形 (注3)		○	○			
別札保証書		△	△			
商業手形 (注3)				○		
根保証更新の念書				△		
当座貸越契約書(貸金等根保証契約書含む。)					○	
カードローン契約書(貸金等根保証契約書含む。)						○
誓約書						○
借入請求書 (注2)					○	△

(注1) ①住所、金融機関名、支店長名を記入の上、支店長印を押印してください。

②必ず同封の領収書を使用し、印字されている金額の収入印紙を貼付してください。

③代理貸付の場合は、委託金融機関名を併記してください。

(注2) プロパー債権残存などにより原本が提出できない場合は、原本証明した写しを提出してください(担保移転関係書類は必ず原本が要ります。)

《支店長印》
原本の写しに相違ありません
○○銀行 ○○支店
支店長 ○○ ○○ 印

又は

《押切》
原本の写しに相違ありません
○○銀行 ○○支店 印

(注3) ①代位弁済日付けで協会宛に免責裏書をしてください。

②内入がある場合は、内入付箋を貼付の上、押切印で契印してください。

その他の提出書類	備 考
担保移転関係書類	代位弁済証書、根抵当権設定契約書(登記識別情報通知書)、金融機関資格証明(写)、委任状、条件担保にかかる弁済配分に関する合意書2部
保証条件外担保移転の場合	物件の場所を特定する住宅地図、公図(又は14条地図)、建物図面、地積測量図、不動産登記簿謄本、仮換地の場合は仮換地指定図 等(既提出分は不要)
特約書等	「新型コロナウイルス感染症対応資金」の金銭消費貸借契約証書等に係る特約書等

(LBG080)

代位弁済金領収証

収 入
¥200円 印
印 紙

平成23年 6月 2日

兵庫県信用保証協会 御中

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	5	8	0	0	0	0

内訳

元金 ¥5,800,000

利息 ¥0

ただし、債務者 有限会社 様に係る代位弁済金
(平成17年11月29 日付 保証番号 第 号)

上記金額は、貴協会との約定に基づく代位弁済金として正に受領いたしました。

住 所

金融機関
本・支店名
代表者名

印

貸越残高証明書

借入人	
貸越専用口座番号	
弁済用預金口座番号	
契約年月日	年 月 日
契約期限	年 月 日
貸越極度額	円
最終貸越年月日	年 月 日
根保証確定時の貸越残高	円

(注)「最終貸越年月日」は、根保証の確定前に利息を元本に繰り入れた日を含む。

常時、貸越極度額以内であることを確認しています。

年 月 日

金融機関名
本・支店長



債権証券等受領書

年 月 日

御中

兵庫県信用保証協会
保証部代位弁済課

受領者

下記の債権証券等を受領しました。

なお、代位弁済領収書は、当協会の振込完了をもって有効といたします。

債務者		保証番号	
-----	--	------	--

書 類 名	該 当 書 類
領収書	
信用保証書	
変更保証書	枚
催告書、期限の利益喪失通知書（配達証明書）	
意思確認書	
基本約定書（原本・写）	
印鑑登録証明書	
印鑑届	
商業登記簿謄本	
金銭消費貸借契約書	
変更契約書	通
貸付手形	通
別札（限定）保証書	通
商業手形	通
根保証更新の念書	
当座貸越契約書	
カードローン契約書	
貸金等根保証契約書	
債務承認並びに弁済契約書・確定債務延期契約書	通
誓約書	
借入請求書（原本・写）	枚
代位弁済証書	
委任状	
資格証明	
根抵当権設定契約書	

面前確認の有無（有 ・ 無）

協会使用欄（ ）

代位弁済証書

(全部移転用)

年 月 日

神戸市中央区浪花町6番地の1

兵庫県信用保証協会 御中

住 所

金融機関

代 表 者

印

当 は、 年 月 日付根抵当権設定契約により末記物件の上に設定された
極度額 円也の根抵当権（ 年 月 日 法務局
受付第 号登記済）により担保されている債務者
に対する確定債権の全部について、貴協会より 年 月 日代位弁済を受けましたので、
前記根抵当権の全部を移転いたします。

1. 代位弁済額 円也

内訳①元金 円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金

利息金 円也

上記元金に対する 年 月 日までの利息金

②元金 円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金

利息金 円也

上記元金に対する 年 月 日までの利息金

③元金 円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金

利息金 円也

上記元金に対する 年 月 日までの利息金

④元金 円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金

利息金 円也

上記元金に対する 年 月 日までの利息金

⑤元金 円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金

利息金 円也

上記元金に対する 年 月 日までの利息金

物 件 の 表 示

物 件 の 表 示	順位番号	所 有 者

代位弁済証書

(一部移転用)

年 月 日

神戸市中央区浪花町6 2 番地の1
兵庫県信用保証協会 御中

住 所
金融機関
代 表 者

印

当 は、 年 月 日付根抵当権設定契約により末記物件の上に設定された
極度額 円也の根抵当権（ 年 月 日 法務局
受付第 号登記済）により担保されている債務者
に対する確定債権元本 円及びこれに附帯する利息債権の一部について
貴協会より 年 月 日代位弁済を受けましたので、前記根抵当権の一部を移転いたし
ます。

なお、貴協会がこの根抵当権について単独で競売の申立をすることに異議無く同意します。

1. 代位弁済額

円也

内訳①元金

円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金
利息金 円也
上記元金に対する 年 月 日までの利息金

②元金

円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金
利息金 円也
上記元金に対する 年 月 日までの利息金

③元金

円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金
利息金 円也
上記元金に対する 年 月 日までの利息金

④元金

円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金
利息金 円也
上記元金に対する 年 月 日までの利息金

⑤元金

円也

ただし、 年 月 日付 に基づく貸付金 円の残元金
利息金 円也
上記元金に対する 年 月 日までの利息金

物 件 の 表 示

物 件 の 表 示	順位番号	所 有 者

条件担保に係る弁済配分に関する合意書

年 月 日

甲 ⑩

乙 神戸市中央区浪花町62番地の1
兵庫県信用保証協会
理 事 ⑩

(以下甲という)は根抵当権設定者 との間に
設定された根抵当権(極度額 円也、 法務局 出張所
年 月 日受付第 号登記済)により担保された
債務者 に対する債権の一部を兵庫県信用保証協会(以下乙という)
から代位弁済を受けました。

これにより上記根抵当権の一部は乙に移転し、準共有となりますが、上記根抵当権の処分時における甲の債権と乙の債権(下記条件担保債権)との弁済配分は、次のとおりとすることを双方とも異議なく合意します。

なお、競売においては、双方とも本合意書どおりの配当になるように債権計算書を作成することを確認します。

記

1. 金融機関優先
根抵当権極度額 円也のうち、甲が 円也を上限に
乙より優先して弁済を受ける。
2. 協会優先
根抵当権極度額 円也のうち、乙が 円也を上限に
甲より優先して弁済を受ける。
3. 同順位
根抵当権極度額 円也のうち、甲の担保枠 円也と
乙の担保枠 円也との比率(:)にて双方がそれぞれ弁済を受ける。

【条件担保債権の表示】

年 月	日付代位弁済 金	円也および損害金
年 月	日付代位弁済 金	円也および損害金

協会劣後弁済に係る念書

年 月 日

御中

神戸市中央区浪花町6番地の1
兵庫県信用保証協会
理 事

㊞

下記根抵当権については、当協会が貴金庫に対し代位弁済を履行したことにより、その一部が当協会に移転し、準共有となりますが、本根抵当権の処分時においては、貴金庫のプロパー債権（保証会社保証付を除く。）が当協会の求償権に優先して弁済を受けることに異議なく承諾いたします。

記

根抵当権の表示

1. 年 月 日付根抵当権設定契約証書に基づく
極度額 円の根抵当権
2. 登記
神戸地方法務局 出張所
年 月 日付受付第 号
3. 債務者
4. 根抵当権設定者

代位弁済請求取下書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

本・支店長



下記のとおり代位弁済請求を取下げします。

記

顧 客 番 号	
保 証 番 号	
債 務 者 名	
代位弁済請求日	年 月 日
取下理由	1. 完済（ 年 月 日） 2. 業況好転 3. 分割弁済実行 4. 弁済猶予申出

（協会使用欄）

部 長	副部長	課 長	担当者

代位弁済請求権の一部放棄について

年 月 日

兵庫県信用保証協会 殿

金融機関名

本・支店長



保証一部免責事項に該当する債務について、代位弁済請求権の一部放棄金額を下記の通り報告いたします。

記

顧 客 番 号	保 証 番 号	債 務 者 名

当初貸付金額	放 棄 日	一部放棄金額	現 在 残 高

